2021（令和3）年度

全国公共図書館研究集会

（サービス部門　総合・経営部門）

報告書

研究主題　デジタルアーカイブの構築と活用法

開催方法　インターネット配信

配信期間　令和３年１１月２５日(木)～

令和３年１２月　９日(木)

主催　公益社団法人日本図書館協会公共図書館部会

福岡県教育委員会

福岡県公共図書館等協議会

福岡県図書館協会

主管　福岡県立図書館

ごあいさつ

福岡県教育委員会教育長　吉田　法稔

「令和3年度　全国公共図書館研究集会サービス部門　総合・経営部門」のオンライン開催に当たり、主催者を代表して一言御挨拶を申し上げます。

御参加の皆様には、日頃から図書館運営の充実・発展、読書活動の推進のために御尽力いただいていることに対し、心から感謝申し上げます。

また、現在のコロナ禍や、読書バリアフリーの推進が求められる中で、「地域を支える知の情報発信拠点」としての図書館の役割を果たすべく、創意工夫しながら、日々使命感と熱意をもって、取り組まれていることに対しまして、深く敬意を表します。

さて、図書館は公共サービスの中でも認知度が高く、最も利用されている施設です。そのため、社会環境の変化や利用者のニーズに合わせて、図書館は常に改善を図っていく必要があると考えております。特に近年では、電子書籍やデジタルアーカイブといった情報化に対応したサービスの重要性が高まっています。中でも、デジタルアーカイブは、先人が残した史料はもちろん、現在も日々生成されている文字や映像等の多彩な媒体の資料を、教育や学術研究、ビジネスや地域活性化、防災など様々な分野で利用できるようにする役割を担っています。

本県におきましても、県立図書館における電子書籍の整備やデジタルアーカイブの拡充による電子図書館の構築、オンラインによる研修や事業の実施など、新しい生活様式に対応したサービスの充実に努めているところです。

今年度の研究主題は、「デジタルアーカイブの構築と活用法」であります。大変お忙しい中、映像収録に御協力をいただきました講師の皆様を始め関係の皆様方に、この場を借りて心から感謝申し上げますとともに、本研究集会の基調講演や事例発表が、今後の皆様方の図書館づくりに生かしていただけましたら幸いです。

結びに、今後の全国の図書館活動の益々の御発展と御参加の皆様の御健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

目次

開催要項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

実績報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

■　情勢報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
公益社団法人日本図書館協会　理事長　植松　貞夫　氏

■　基調講演　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
デジタルアーカイブと図書館サービスの新段階
慶應義塾大学文学部　准教授　福島　幸宏　氏

■　調査報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
新型コロナウイルス感染症の図書館対応状況について
青山学院大学コミュニティ人間科学部　教授　大谷　康晴　氏

■　事例発表①　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
「とっとりデジタルコレクション」の取組み
―他機関との連携による地域資料の公開―
鳥取県立図書館　資料課長　野沢　敦　氏

■　事例発表②　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
瀬戸内市民図書館のデジタルアーカイブについて
瀬戸内市民図書館　館長　村上　岳　氏

■　事例発表③　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
田川市立図書館のデジタルアーカイブについて
―「筑豊・田川デジタルアーカイブ」の活用と持続可能な学び活動―
田川郷土研究会　会長　中野　直毅　氏

■　令和３年度全国公共図書館研究集会（サービス部門 総合・経営部門）
実行委員会名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60

令和３年度

全国公共図書館研究集会（サービス部門 総合・経営部門）

開催要項

１　研究主題

デジタルアーカイブの構築と活用法

２　趣旨

近年、毎年のように全国的に大規模災害が発生し、人的・物的被害が増え、公共機関等が所蔵する貴重な史料が被害にあうケースも増えている。各地で保存されている史料をデジタルアーカイブとして保存することは、防災の観点からも喫緊の課題である。

天然痘を例にとると、福岡県には、緒方春朔という秋月藩の藩医がおり、寛政 2 年(1790)、天然痘の予防接種である人痘種痘法を成功させた。また、福岡藩の郡医であった武谷祐之は、牛痘接種の啓蒙書『牛痘告諭』を自費出版し数百冊を配布した。新型コロナウイルス感染症が収束する気配を見せない現在、各地域における緒方春朔や武谷祐之のような先人の取組や過去の感染症対策に関する史料は、現在に生きる我々にも多くの示唆と勇気を与えてくれる。

このように、先人が残した英知の宝庫である史料を保存・公開し、現在に活かし未来へつないでいくために、図書館が構築するデジタルアーカイブはどうあるべきかを、本研究集会の研究テーマとする。

３　主催

公益社団法人日本図書館協会公共図書館部会
福岡県教育委員会
福岡県公共図書館等協議会
福岡県図書館協会

４　主管

福岡県立図書館

５　対象

全国の公共図書館及び関係機関の職員、学校及び教育委員会の関係者、図書館活動の関係者並びに図書館に関心のある方

６　配信予定期間・方法

令和３年１１月２５日(木)～令和３年１２月９日(木)（YouTube による動画配信）

7　内容

■　情勢報告　　公益社団法人日本図書館協会　理事長　植松　貞夫　氏

■　基調講演　「デジタルアーカイブと図書館サービスの新段階」
　　慶應義塾大学文学部　准教授　福島　幸宏　氏

■　調査報告　「新型コロナウイルス感染症の図書館対応状況について」
　　青山学院大学コミュニティ人間科学部　教授　大谷　康晴　氏

■　事例発表①「とっとりデジタルコレクション」の取組み
　　－他機関との連携による地域資料の公開－
　　鳥取県立図書館　資料課長　野沢　敦　氏

■　事例発表②「瀬戸内市民図書館のデジタルアーカイブについて」
　　瀬戸内市民図書館　館長　村上　岳　氏

■　事例発表③「田川市立図書館のデジタルアーカイブについて」
　　－「筑豊・田川デジタルアーカイブ」の活用と持続可能な学び活動－
　　田川郷土研究会　会長　中野　直毅　氏

8　参加申込

■参 加 費：無料

■定　　員：なし

■申込期間：令和３年９月１５日（水）～令和３年１１月１２日（金）
　※限定配信のため、お申し込みいただいた方のみ視聴できます。

■申込方法：下記研究集会ホームページの申込フォームからお申し込みください。
　　（電話・ＦＡＸは受付できません）
　　https://www2.lib.pref.fukuoka.jp/index.php?page_id=1035

9　問合せ

令和３年度全国公共図書館研究集会（サービス部門　総合・経営部門）実行委員会事務局
〒８１２－８６５１　福岡県福岡市東区箱崎１－４１－１２（福岡県立図書館内）
　電　話：０９２－６４１－１２３９
　ＦＡＸ：０９２－６４１－１１２７
　電子メール：kikaku20@lib.pref.fukuoka.jp

10　その他

この研究集会は下記の研修を兼ねています。

・福岡県公共図書館等協議会主催
　館長等研修会

・福岡県立図書館主催
　福岡県公共図書館等職員研修「中堅職員研修」
　資料デジタル化研修

実績報告

■事業実施経緯

　計画当初は、福岡県内参加者は集合型、県外参加者はオンライン参加での実施を予定していたが、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、2 週間の動画配信とした。

■申込件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・772 件

■視聴者数（※複数名での視聴の申出があった分のみ）・・・・・・・・・・ 922 名

■所属内訳（※所属を記載されている方のみ）

〇公共図書館以外・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・148 名

うち　学校・大学図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114 名

教育委員会等行政機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 名

企業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 名

その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 名

〇福岡県内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50 名

■視聴回数

〇福岡県教育委員会教育長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・357 回

〇情勢報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・499 回

〇基調講演・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・790 回

〇調査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・355 回

〇事例発表 1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・405 回

〇事例発表 2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・371 回

〇事例発表 3・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・359 回

■　情勢報告

公益社団法人日本図書館協会

理事長　植松　貞夫　氏

皆様こんにちは。日本図書館協会 理事長の植松貞夫です。

令和３年６月 10 日に就任いたしました。よろしくお願いいたします。

令和３年度 全国公共図書館研究集会（サービス部門 総合・経営部門）の開催おめでとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、オンライン開催でありますが、開催に至るまでの関係者の皆様の御努力に対し深い感謝の意を表します。

540 名（収録日現在）を超える方の参加と伺っております。

御参加の皆様の熱意に対し敬意を表したいと思います。

本年の研究主題は「デジタルアーカイブの構築と活用法」とのことで、開催要項の趣旨でも書かれておられますように、コロナ禍の今、必要性がより鮮明になっております。

アーカイブはしばしば「巨人の肩」に例えられます。

過去の知識を利用して、次の新しい知識を作り出すことが、人類の進歩を生み出します。

この知識再生産の循環のベースになるのがアーカイブです。

デジタルアーカイブについて考究されることは、誠に時宜を得たものと言えます。

情勢報告として報告するためには、新型コロナウイルス感染症があらゆる図書館に及ぼした影響について語らなければなりませんが、それについては大谷康晴先生が調査研究として報告されますので、私は日本図書館協会の状況と公立図書館の現状について報告させていただきます。

まず日本図書館協会の状況でございますが、令和３年６月 10 日に代議員総会が開催され、理事が選出されました。

その理事の中から業務執行権を有する理事が選任されました。

８名が 2021 年度、2022 年度の２年間、業務執行権を有する理事として協会運営にあたります。

2021-22年度　業務執行権を有する理事氏名と役割分担

役職・氏名	（主な）役割	役職・氏名	（主な）役割
理事長 植松　貞夫	総括・国際交流	常務理事 総務部長 岡部　幸祐	総務 大学図書館
副理事長 鈴木　隆	総務（常務） 法規 全国大会	常務理事 曽木　聡子	公共図書館 学校図書館
専務理事 事務局長 海老田　裕	総務・財務・ 経理	常務理事 成瀬　雅人	公共図書館 出版会との連携 国際交流 専門図書館
専務理事 高橋　正弘	公共図書館 ＩＴ	常務理事 西村　七夫	法規・監査

表の中で色が付いているのが新任でございます。

私、理事長と鈴木隆 副理事長は、前から業務執行権を有する理事でございましたが、鈴木には今回副理事長に御就任いただきました。

常務理事 岡部幸祐は新任です。曽木聡子 常務理事は、浦安市立中央図書館の館長でございます。

常務理事 成瀬雅人は出版社の社長でございます。

このような体制で進めて参りますので、御指導・御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

日本図書館協会では、令和３年３月 31 日刊行で『日本の図書館の歩み 1993－2017』を出版いたしました。

これは２５年の間、図書館と日本図書館協会がどのように歩んできたかを様々な観点から論じたものとして、年表等をつけたものであります。

６５３ページの大部でございますが、読み応えのあるものに出来上がっておりますので、御高覧いただければ幸いです。

協会の内部の話といたしましては、これまで資料室と呼んでおりましたものを、図書館として整備いたしました。

会員以外の方にも開かれた私立図書館として運営してまいります。

現在はまだ蔵書のデジタル化の作業中でございまして、オンラインによる Web での情報検索がまだできておりませんが、まもなくこのような体制もできますので、図書館並びに図書館情報学を学ぶ人たちの調査研究の拠点として機能できればと考えております。

もう一つは図書館災害復興支援のため、指定で寄付をいただいた方に、本協会の規定に従いまして感謝状を差し上げました。

今回の研究集会の趣旨でも、自然災害による資料の被害について触れられておりますが、昨今これまで経験したことのない雨量によります水害で、図書館が被害を受けることが多くなってきております。

図書館災害復興支援のために高額の寄付をいただいた3者（株式会社図書館流通センター、一般社団法人共同通信社、公益社団法人一ツ橋総合財団）に、この度感謝状を贈呈しました。

いただいた寄付金を元に、図書館災害対策委員会が助成金の公募と審査を担当いたしまして、１施設２０万円以上５０万円までと定め、大体年間２００万円から３００万円ぐらいの助成を行っております。

これについても御存知の方もいらっしゃるかと思いますが、改めて御紹介しておきます。

もう一つ、協会としては総務大臣や文部科学大臣に各種の要請等を行っております。

ここでは令和３年６月以降に行ったもの、３つを挙げます。

「新型コロナウイルス感染症対策下における図書館の充実について」の提言、これはあらゆる館種の図書館が振興そして充実するために、政策決定権を持つ両大臣に要請したものでございます。

２番目は毎年行っておりますが、国の来年度予算における図書館関係地方交付税について要請しているものでございます。

内容としては、地方交付税における基準財政需要額の充実、読書バリアフリー法対応経費の増額、学校図書館関係費の改善等となっております。

３番目はごく最近行ったものでありますが、学校図書館整備推進会議の一員として、学校図書館等の整備・拡充を求めるアピールを国に要請するものであります。

1993 年から始められております「学校図書館図書整備５か年計画」の第５次が本年度終了いたしますので、第６次５か年計画の策定を願いたい内容としております。

以上が主な日本図書館協会の動きでございます。

図書館界のこの 1 年を振り返るということでありますが、コロナの問題を避けて通ることはできないわけでございます。

東京都の例でございますけれど、令和２年２月 27 日に小・中・高等学校に対する一斉臨時休業に関する通知が出され、この頃から図書館の臨時休館が見られました。

３ 月 21 日には文部科学省事務連絡として「社会教育施設におけるイベント・講座等の開催に関する考え方について」ということで中止などを求めるものとなっております。

この後、４月７日に東京に緊急事態宣言が出され、４月 16 日全国に拡大して５月２５日まで続きます。一斉に街から人出が消えるような状況でしたが、秋以降「with コロナ」での柔軟で多様な対応の模索がなされてきました。

しかし８月には東京での新規感染者数が 5,000 人を超えるような状況が続くなど、まさにコロナに圧倒された２年間でございます。

日本図書館協会の対応としては「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」というものを発表いたしました。

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の要請に基づき、文部科学省からの指示もあり

作成したものです。

ガイドラインは当初コロナについては、クラスター防止ということから感染経路の追求ということで、濃厚接触者の把握ということが重視され、ガイドラインの中に図書館での来館記録を求めるような内容が記載されておりました。

図書館特有の事情に基づいて、知る自由・図書館利用の自由というような観点から、日本図書館協会の基本スタンスとして来館記録を求めることはしないということを改めて公表いたしました。

そこの部分で改訂などを行い最終的な改正は、令和３年９月 10 日付で 10 月 19 日に公表いたしました。

もう一つ話題としては、著作権法の改正に関する対応でございます。

2020 年４月 28 日に著作権法の 2018 年改正第 35 条「教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備」ということで、学校の授業の過程において公衆送信による著作物の利用を広く権利制限の対象とし、これを無許諾で行うことが可能になりました。すなわち学校等の教育機関の授業で、予習・復習用に教員が他人の著作物を用いて作成した教材を、生徒の端末に送信したり、サーバーにアップロードしたりするなど、ICT の活用による授業の過程で利用するために必要な公衆送信について、個別に著作権者等の許諾を得ることなく行うことができるということです。

そのためここに補償金を支払う必要が発生しております。文化庁長官により授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）というものが指定され、ここが学校から補償金を受け取って分配業務受託団体に渡し、そして権利者に分配する仕組みが出来上がっております。

もう一つは同じく著作権法の 2018 年改正の第２番目、第 37 条「障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備」でございます。

読書バリアフリー法の基になっておりますマラケシュ条約に必要な規定の整備として、受益者はこれまで視覚障害者などと限定的にとらえられておりましたが、肢体不自由のために書籍を保持したり、ページをめくったりできない人なども障害者としてしっかり認識すべきというものになっております。

昨今では新しい著作権法の改正として 2021 年改正が行われました。

この改正には２点あります。一つは国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信でございます。

国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスは、これまでは公共図書館や大学図書館等に限られておりましたが、感染症対策のために図書館が休館している場合や、個人的な理由で図書館に行けない場合、あるいは近隣に図書館が存在しない場合のアクセスが困難になるということで、これを個人に対しても ID パスワードの管理で行うものであります。

二つ目の改正点は公共図書館、大学図書館の方に大きく関わるものでありますが、図書館等による図書館資料のメール送信等についての規定改正であります。著作物の一部分を複製してメールや FAX で希望者に送信することを可能にするものであります。

これは公布後２年以内の政令で定める日から施行することとなっておりまして、ほぼあと１年数ヶ月が期限でありますが、図書館が著作物のコピーを FAX や電子メールで送信した場合にはそれを受け取った受益者から補償金を受け取ることが必要になります。

それ以降の手続きは先ほど御説明しましたが、指定管理団体に集めたお金を送り、分配団体が権利者に分配するという仕組みであります。これについて日本図書館協会としてもきちんと対応して参りたいと取り組んでおります。

その他新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による経済活動の停滞対策費の財政支出のため将来的な地方財政の悪化が懸念されます。

図書館費・資料費等運営経費あるいは新館建設の延期、施設の整備費、保守・管理費の縮減等が懸念されるところであります。

協会として訴えるべきところに訴えるなど、危機感を共有して参りたいと思っております。

次に公立図書館の状況について概略をお話しいたします。

この図は私が担当しております『図書館年鑑』の中で、図書館の設置数を年別に見たものでございます。

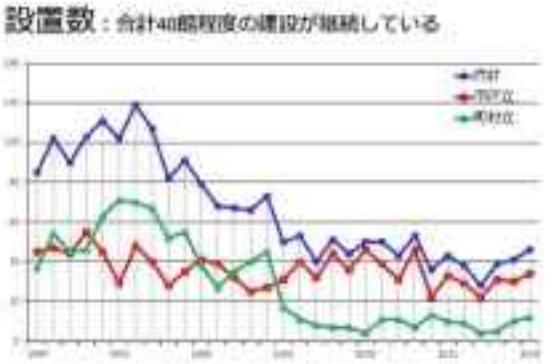

青いのが合計、市区立が赤、町村立が緑となっております。

少子高齢化に伴う地方財政の逼迫にも拘りませず、図書館の建設は比較的安定的に持続しています。合計４０館程度の建設が継続しているところでありますが、建設というのは時間がかかりますので、まだコロナの影響というのは顕著ではございません。

こういう建設がどのような内訳になっているかというのを見てみますと、全体として茶色とオレンジの線が青系の線より上に来ているのがおわかりいただけると思います。

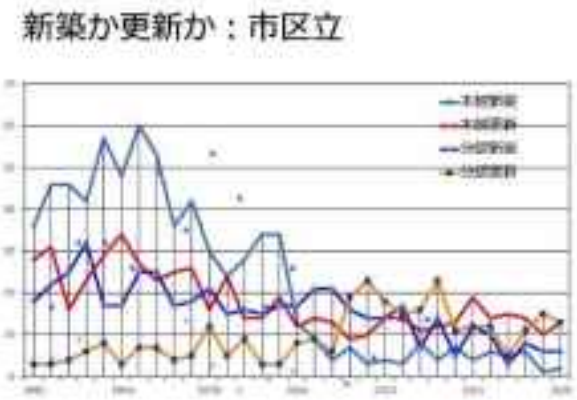

本館の建物を新たに作り直し、分館や地域館の建物を新たに作り直すということが 2000 年以降 顕著な動きとなっております。

図書館を設置するために建てるというのではなく、古くなった図書館を新しくするものであります。

本館でありますと築後 30 年から 50 年の老朽化・狭隘化が主な理由でありますが、デジタル社会の図書館サービスの場にふさわしくないといった、例えば各閲覧座席に電源や情報通信ケーブルを配置しづらいことなどが理由として挙げられております。

加えて多様化する市民ニーズに対応できないということもありますし、昨今顕著になっておりますのは地域の再活性化、住民相互のふれあい、子育て支援といった場、役割を期待して、新たな図書館を建設し直すことが大きな潮流になっていると言えます。

大規模・多機能化して移転して建て替える場合、移転先として駅前に新しい図書館を整備するというのは非常に例が多くなっております。

『日本の図書館 2020』による図書館数を見ていただきます。

公立図書館数は 3,297 館でございます。13 館の増加でありますが、内訳は市区立で ８ 館町村立で５館の増加であります。

市区立の設置率は 99%で、あと８市が未設置の状態となっております。大阪府の守口市が大阪 33 市の中で唯一未設置でございましたが、昨年設置されました。

町立の設置率は 65%、村立の設置率は 27.9%となっています。

個人貸出点数については、６億5,344万９千点で、昨年度から約3千万点の減となっています。

貸出点数は 2012 年からの減少傾向が持続しており、1 館あたりでは５年前に比して約 1 万点の減になっております。

続きまして図書館費、資料費の推移であります。図書館費合計は1,818億8,747万円、資料費合計は、291億6,679万円で、資料費合計額は前年度を上回る結果となりました。臨時措置などが多かったということが読み取れます。1 館あたりの資料費は約880万円強

でございます。

続きまして職員数の状況でございます。

『日本の図書館2020』による職員数-1

- 専任職員数　→　9,627人（▲231人）
  - ■ 2018年度：10,046人、2019年度：9,858人
  - ① 司書・司書補数　→　5,096人（▲97人）
  - ■ 2018年度：5,300人、2019年度：5,193人
- 兼任職員数　→　1,097人（▲4人）
  - ① 司書・司書補数　→　100人（▲12人）

専任職員数は減少していることを見ていただけると思います。増えておりますのは非常勤職員、臨時職員、委託・派遣職員であります。その方々の司書・司書補取得者は以下のような状況でありまして、非常に高い比率であります。

『日本の図書館2020』による職員数-2

- 非常勤職員数（FTE換算）
  - ① 11,982.8人（司書・司書補 7,737.5人）
  - ② 2019年　10,061.4人（司書・司書補 6,585.0人）
- 臨時職員数（FTE換算）
  - ①5,361.3人（司書・司書補　1,964.8人）
  - ②2019年度　6,972.4人（司書・司書補 2,766.4人）
- 委託・派遣職員数（FTE換算）
  - ① 14,149.1人（司書・司書補　8,197.0人）
  - ② 2019年度　13,546.8人（司書・司書補 7,977.9人）

公共図書館、学校図書館、大学図書館、専門図書館のいずれにおいても実質的に非正規雇用職員に担われているとの認識から、館種別に職員制度のあり方について、専門資格、研修・養成などから考察・提言したものが「専門職制度検討チーム報告―非正規雇用職員が職員数の多くを占める時代における職員制度のあり方について―」でございます。『図書館年鑑2021』の440ページから446ページに抄を掲載しておりますので御覧いただければと思います。

この中でも触れておりますが、非正規雇用職員の方々の待遇の大きな変化として、会計年度任用職員制度というのが2020年4月から導入されました。法改正では図書館職員を含む従来の一般的な臨時・非正規職員は、原則として会計年度任用職員に移行するとされています。雇用条件あるいは待遇等について改善を図るということが本制度の導入の理由とされておりますが、一方でこの会計年度任用職員制度には、月々の給与の削減ということも危惧されるということで、全国図書館大会山梨大会第16分科会でこれが扱われることとなっております。

先ほども申し上げましたが、コロナ禍の長期化に伴う影響としてこのようなことが予想されるわけでございまして、日本図書館協会としてはあらゆる館種の図書館の皆さんと危機感を共有しながら対策を講じて参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に市区町村立図書館の指定管理者の導入状況であります。ちょっと調査が古いのでございますが、以下の状況でありまして、2018年度までに導入ということで御覧いただければと思います。

● 市区町村立図書館の指定管理者導入状況

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
2018年度までに導入	15	9	166	60	250
導入率	65.2%	45%	21.5%	6.4%	17.4%

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
2018年度までに導入	120	64	331	67	582
①民間企業	119	52	266	31	468
②NPO	0	1	23	13	37
③公社財団	0	11	28	20	59
④その他	1	0	14	3	18
導入率	52.8%	22.5%	15.8%	10.8%	17.6%

顕著な傾向としては、昨年に比べ町村で指定管理者制度を導入している自治体の数が20以上減少したことでございます。

御清聴ありがとうございました。

全国公共図書館研究集会の成功とご参加の皆様の益々のご発展を祈念いたします。どうもありがとうございました。

■　基調講演
デジタルアーカイブと図書館サービスの新段階

慶應義塾大学文学部
准教授　福島　幸宏　氏

お世話になります。慶應義塾大学の福島と申します。

「デジタルアーカイブと図書館サービスの新段階」2021 年度全国公共図書館研究集会（サービス部門 総合・経営部門）の基調講演ということでお招きいただいています。

本日は、ざっくり以下の三つの柱でお話をします。

「デジタルアーカイブとは」
「デジタルアーカイブの仕組みとシステム」
「図書館サービスの新段階」

まず始めに自己紹介をしておこうと思っております。

私、もともと学生・院生時代は日本近現代史を専攻しておりまして、高知県出身で、オーテピアの前身の県立図書館―オーテピアは高知県立図書館と高知市民図書館が合築なんですけど、少し話題になっていました―はよく使っていました。島根大学、京都府立大学大学院、大阪市立大学大学院に進みましたので、ほとんどずっと関西におりました。近現代史と言っても、政治家がどうしたとかっていうよりは、神社とか地域社会の問題に関心がありました。卒業後は、MLA―ミュージアム・ライブラリー・アーカイブス―文化施設だと考えていただいて結構ですが、そこの職員・研究者として京都府に 14 年おりました。最初の 10 年は京都府立総合資料館―MLA の複合館と位置付けられます―におりました。その後、京都府立図書館に 4 年おりまして、2019 年から東京大学の情報学環特任准教授となり、この 4 月から慶應義塾に参っているところです。

京都府職員として携わったことで申しますと、最初は公文書館です。公文書館って例えば日本の都道府県ですと 47 都道府県あるわけなのですが、いわゆる公文書館というのは 40 館しかないんです。京都府の場合は、京都府立総合資料館で京都府の公文書をずっと扱っておりまして、その資料が重要文化財になりまして、それの管理運用というところから始まりました。

今デジタルの話をしていますけど、それ以前は紙資料、しかも重要文化財になってしまったような紙の資料をどうしたらいいかというような仕事でありました。

そこからいくつかの仕事をしておりまして、例えば「京都市明細図」―京都の街歩きとかする時にはかなり基礎資料のひとつみたいに使われているものなんですが―これがいわゆる曝書の時に書庫の奥底から出て参りました。それをさっそくデジタル化して、グーグルマップに重ね合わせて今の京都の町と合わせて、地図のデジタル化と公開などを担当したのが最初でした。

実際の地図を見ていただきますと、中心に見えているのがクルーガー図書館という、ご存じの方はよくご存じだと思いますが、戦後の日本の図書館史にとっては非常に大きな意味を持つ図書館とかが書かれています。

その後 「東寺百合文書」 、これは古文書中の古文書です。東寺さんという―今も京都駅のすぐ近くにありますけども、平安京ができて以来のお寺で空海とかの影響をかなり受けたお寺なんですが―お寺に残っていた経典とかじゃなくて、事

務書類なんです。当時の寺院は、ものすごく大きな企業体の一面も持っていますので、1000 年ぐらい蓄積した事務書類をデジタル化して Web 公開しました。古い話になりますが Library of the Year の 2014 年の大賞をいただいたということがございました。

他に図書館に移ってから都道府県の横断検索システムの高速化などを担当して、現在慶應義塾大学文学部准教授と東京大学大学院情報学環客員准教授をしています。図書館関連で言いますと大学図書館のシステムなんですが、今大きな切り替えの時期にあたっていまして、これからの学術情報システム構築検討委員会の委員ということになっております。日本歴史学協会常任委員やデジタルアーカイブ学会理事など、デジタルアーカイブ系や歴史系の学会の委員のお役目が回ってきている状況であります。

研究課題としては、MLA を軸に知識情報基盤とかデジタルアーカイブについて検討しているというふうに申し上げておきます。

まず、私などよりも地域によって実感されている方がたくさんいらっしゃると思いますが、現在は社会構造の大きな変化の時期に立ち至っているわけです。

これも古い話ですけど岩手県知事をされて、総務大臣をされた増田寛也さん―参考文献の書誌情報は、資料の最後につけておりますので是非気になるものは、手に取っていただきたいんですけど―増田さんなどが中心になって調査して、もしかしたら 900 余りの自治体が消滅するんじゃないかという、ちょっと極端に過ぎると思いますけど、それでもやっぱり日本の少し先の将来を見通したときにそうではないかという衝撃的な結果がでています。それから他にも日本社会の不可逆の変化が指摘されています。農業経済史の分野では増田さんとかの議論に先んじて、これまでは高度経済成長を背景にいろんな仕組みを拡充してきたんですけど、例えばインフラの維持とか考えると―『撤退の農村計画』という本なんですが―余力のあるうちに意図的に縮小することで、社会全体を維持できないかという議論が始まったわけです。社会構造を縮小する方の変化です。

一方我々が何を資料と思っているかという資料認識自体は、人間欲張りなもので深まってきてまして、例えば今や古典的になっている漫画・アニメ・ゲーム・動画とかは資料だと思っています。図書館で扱えるかどうかは別として、そう思っているし、空間情報自体も、スマホをかざせば空間の情報がデータ化できたりするような時代になってきていて、空間情報を取れるかどうかっていう話はかなり進んできています。

コロナ禍において博多駅前の人出が昨日より何パーセント増えました、みたいな情報がすぐ速報されるように、人間の行動情報自体も前からあったわけですが、これもやっぱり数年残れば資料になるでしょう。残してほしいと思います。

東京都ではヤフーの元社長宮坂学さんが、小池都政の副知事をしていて、デジタルツインという言い方をしています。ツインって双子の意味のツインです。現実の東京と同じものをデジタル空間上で再現して、そこでいろんな実験をしています。一番インパクトがあるのは、今までもずっといろんな形で災害の予測がありましたが、かなり高精度で作っているので、どういうことになるのか、かなりの精度で予測できるということです。交通とか物流とかそういうのも含めてです。

この図が一応説明した全体の図なのですが、現実の空間を仮想空間に 1 回起こしてみて、そこで分析やシミュレーションをしている。現実の空間であんまり乱暴なことできないんで、仮想空間でいろいろしてみるわけです。その結果を現実空間の実際の施策にフィードバックしていこうとい

うものです。これも資料という観点から見ると、今まだあんまり資料だっていうふうに言っている人は少ないんですけど、考えてみたら 2021 年の東京の状況が刻一刻とここに記録されてるわけです。同じ事が各自治体で始まっているので、いずれ博多デジタルツインとか大阪デジタルツインとかそういう形でたくさんいろんな情報が蓄積されてくると思います。

一方で災害の多発があります。福岡でも水害が起こったり、九州全体だと球磨川の水害があったりしています。何しろ２つの大地震―1995 年の阪神淡路、2011 年の東日本大震災―の衝撃があって、地域自体の消滅を改めて経験しました。

この中で大事なのは、実は平常時もかなり資料っていうものを失われているじゃないかということ、それから復興過程でやっぱり地域の資料ってすごく大事だということが改めてわかってきたと思います。

社会状況全体の変化をまとめて言うと、「地域の情報プールの消滅」、「対象の認識の拡大」、「絶えざる棄損の可能性」の３つです。

地域の情報プールの消滅―地域の状況社会構造が変わって、今まで情報プールだったところがほぼ消滅している。例えば集落とかお寺単位で情報を集めたものもなくなっています。自治体自体が本当にもつのかっていう問題もあります。
一方、我々の資料だと思えるものの認識は拡大しています。

だけど、これから温暖化の本当に新しい局面に入ってくるでしょうから、日本の場合は水害ですね、毎年の問題としたら水害ですし、数十年単位で見たら地震により資料がなくなっていく問題があるという、そういう状況になっている。

メガコンペティション、世界的な大競争の中で―バブルが崩壊して 25 年とか 30 年ぐらいの長い停滞期の中で―露呈したことは、いわゆる先進国といわれる国々の集まりである OECD 加盟諸国の中で日本は、あらゆる指標が最低ラインになっているということです。

僕の世代ぐらいの人なら自覚していると思いますが、私の先輩にあたる世代の方であまりまだ自覚されてない人がいます。日本は一応先進国の端っこにかろうじて爪がかかっている程度だというふうに思っていただかないと、かなりまずい状況です。

経済成長―高度成長とバブルという大きな二つの波―の中で、格差の問題とかある程度の社会問題は社会全体が右肩上がりであれば、いずれはなんらかの形でもしかしたら改善したり解消したりするかもしれないということで社会は成り立っていたんですけど、どうもそうはいかなくなったっていうことが今露呈しています。
さらに公的投資ですが、図書館自体はものすごく大きな公的投資です。それには後年度負担を含めて十分な準備と説明が必要な段階になっています。何でも建てられるかって言ったらそうはいかないわけです。

さらに教育格差の現状がございます。これも情報教育・英語教育が本格化してきていますので、そうすると力の入っている私立学校とか、重点化の対象になっている公立学校と、通常の課程の教育環境の格差は増大しているわけです。

そういう大きな大競争のなかで格差自体は広がりつつあります。

一方、先ほども言ったように、通常の行政執行の現場でもデータ管理はかなり破綻しているわけです。実際データ管理を放棄しているような自治体もたくさん見受けられて、図書館の現場も、もしかしたらそうかもしれません。もしかしたら御参加の皆さんのところで、例えば去年の図書館調査のデータとかが特定の職員についていて組織全体で共有されてないなどということはないでしょうか。大丈夫でしょうか。デジタル基盤が整備されて共有フォルダがあって、そのフォルダが整理されて、そこに去年のデータがきっちり入っていますでしょうか。そうでないところもたくさんお見受けしていて、僕の前職場とかは大丈夫だったんですけど、やっぱりちょっとあれ？という時はあったと思います。

図書館も含めてデータ管理の重要性は、ずっとあるわけなんですが、それのコストも増大しているわけです。

今回は公共図書館の研究集会ということで、公立図書館についてお話をしていきますけど、やは

り社会に可能性を提示して、具体的にその可能性を保障していくことが公的セクター全体の役割であると思います。

格差がいろんな所で進行しているのに対して、どういうことを我々が考えていけるのかということが、今非常に重要な使命だろうと思います。

例えば関係人口ということをキーワードに島根県の過疎の地域のフィールドワークをしている田中輝美さんという方は、関係人口を形成する中で地域再生を考えていかないといけない。

公立図書館は行政セクターの一部です。僕は公共セクター=行政セクターっていうとり方はしないので、公共の下位概念である行政セクターの、さらに下位である図書館としてどういうふうなことを考えたらいいのか少し申し上げておきたいと思います。

そこで「デジタルアーカイブとは」ということで、Google Arts & Culture、Europeana、One Search、ジャパンサーチの順番でお見せしていきたいと思います。

Google はその技術力と資金力でもって世界中の美術館・博物館・図書館の持っている資料を Google Arts & Culture というところにかなり集約しています。実は僕は前前職場の京都府立総合資料館で、Google の撮影の窓口を担当したことがありまして、Google がすごいのは撮影とかメタデータとかをある程度自分たちでやりますって言うんです。ただ、契約書をよく読んでみると 10 年ぐらいこのデータを好きに使わせてくれって言う内容が書いてあるんです。その時は館内でいろいろ相談をして、撮ってもらうことにしたんですが、そういう形で Google が今世界の情報を集めにきているわけです。

それに対抗しているのが、Europeana というものです。これは EU なので、イギリスの資料をどうするかという問題がトピックなんですけど、Google はアメリカの会社なのでアメリカに文化情報を好きなようにされたくないということで EU の美術館・博物館・図書館が寄り集まって Europeana という情報を横断検索できるサイトを作っています。

アメリカとか EU とかの巨大国家だけじゃなくて、例えば One Search というものがあって、小さい字で A Singapore Government Agency Website というふうに書いてあるんですが、シンガポールのサイトなんです。

何が見られるかというと、「Books」、「Magazine&Articles」、「Audiovisuals」、「Images」、「Newspapers」—シンガポールの本・雑誌・音楽、写真とかのイメージ、ニュースが見られます。これはニュースが入っているのがすごくいいんです。「Records&Papers」、これは公文書です。それから「Websites」。なぜかアイコンが宝石の形をしていますが「Physical Objects」、工芸品とかです。「eJournals」、電子出版された雑誌です。

シンガポール関係のこういったものをここで検索できるようにしています。シンガポール国家はこういうのを作っているわけです。

大きく遅れてジャパンサーチが去年の 8 月に

正式公開になったというのが今の日本の現状になります。

国家単位もしくは地域単位の集約化が進んでいるという状況になっています。

「デジタルアーカイブ」、「デジタルアーカイブ」と連呼しているんですけど、実は定義がそんなに定まっていません。

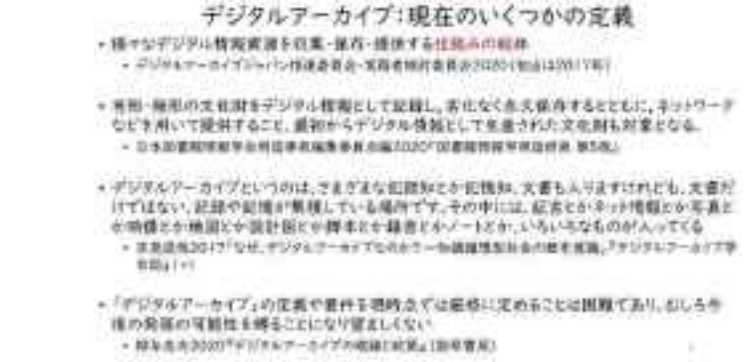

一応現状の定義をいくつか並べているんですが、一番僕が使っているのが、ジャパンサーチの運営主体である委員会が定義している「様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体」です。

要するにシステムだけじゃなくて、どういうふうに情報を使ってもいいよというライセンスの話とか、それに関わっている人たちとか、利用する人たちとか、そういうのを全部含めた仕組みの全体をデジタルアーカイブと言った方がいいんじゃないか、というふうな定義がございます。

実はかなり方向性の違う定義がいくつか並列している状態でありまして、私としては最近こういう事を申しています。

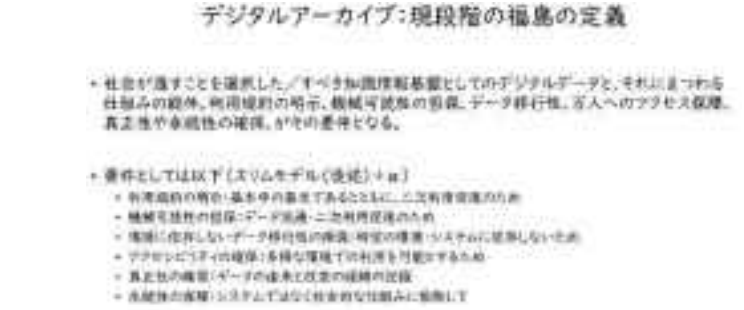

「社会が遺すことを選択した、もしくは遺すべき知識情報基盤としてのデジタルデータとそれにまつわる仕組みの総体」―「仕組みの総体」という言葉は借りてきています。

利用規約の明示、機械可読性の担保、データ移行性、万人へのアクセス保障、真正性や永続性の確保、がその要件となる。この 6 要件を並べて、デジタルアーカイブを定義しています。

利用規約については後でお話をします。

マシンリーダビリティ（機械可読性）の話はそんなにはできないんですが、コンピューターが処理できるデータかどうかという話です。

環境に依存しないデータ移行性―いわゆるベンダーロックを避けることです。皆さん多分図書館現場で、システムを担当している方もそうでない方も、特定の会社のシステムを例えば 20 年間使っているとか、これを別の会社のシステムに動かそうと思った時にすごく大変だったとかそんなことを御自身が体験されたり話を聞かれたりしたことがあると思うんですけど、そういうことを避けるという話です。ベンダーロックは社会の悪なんで、そういうのはやめといた方がいいです。あれをやりすぎると、システムが破綻するので極力移行しやすい環境にする。

アクセシビリティ、これは公立図書館である以上大丈夫だと思いますけど、いろんな環境の人が情報に触れられるようなウェブサイトじゃないと駄目ということです。トップページを作りこむようなデジタルアーカイブは駄目なわけであります。

真正性の確保―真正性と永続性ってアーカイブで関わる概念なんですが―つまり電子データは厳密なことを言うと移し替えただけで、人間の見た目にあまり変わらないんですが、データの形式とかちょっとだけ変わってしまうんです。もともとどういうふうにして作ったデータで、どういうふうにデータを移してきましたっていうことが分かっていれば、一応真正性だと言われていて、元のデータに近いということがわかるということです。

もう一つは永続性です。電子データというのは、倉庫代は全然かかりませんが、維持のために常に人手をかけておくこと、そこは同じなんです。総コストで言ったら紙の本より安いって言うのが結論なんですけど、ただ何年かごとにシステムを見直さないといけないし、データも何年かごとに環境を移し替えていく必要があります。マイグレ

ーションって言ったり、大昔の言い方だったら「デジタル遷宮」と言ったりします。伊勢神宮の建物は 20 年毎に建て替えますけど、システムじゃなくて社会的な仕組みに依拠して保存していくということが要件かなというふうに考えています。

デジタルアーカイブの今の流れに繋がっているのは二つの大きな流れがあるというふうに僕は考えております。

一つは月尾嘉男さんという―古い方はお名前をお聞きになったかもしれませんけど、特に 1990 年代 2000 年代によくテレビにもお出になっていたと思いますが―電気工学の研究者で、森喜朗内閣の時に IT 革命ということで、今の菅さんのデジタル政策よりもっと盛り上がって、これからデジタルの時代だということでいろいろな施策を打った時期がありましたが、その時のブレーン役の一人でありまして、貴重な文化遺産を、バシャッといい写真を撮ってそれを残していきましょう、すごくいい画像を撮っていくタイプの話です。

もう一つは、図書館的にはこちらの方が馴染みがあると思いますが、長尾真さん。この方も工学の先生で文字認識の研究、テキストの研究からスタートして京大の図書館長、京大の総長になって国会図書館長を歴任されました。テキストをどういうふうにコンピューターに読み取らせて、コンピューターに操作させるか。今の AI の祖先のような研究をされていたわけです。国会図書館における長尾構想は当初いろいろな軋轢があって、本の書面のイメージ画像、テキストが読めない形の写真だけに留まってしまった。

図書の中身とかを月尾さんの方でやって、メタデータ側を長尾さんの方でやって、それの両方が合わさっているというふうな感じで考えていただいて結構です。

その二つの系譜を持って 1990 年代 2000 年代ぐらいから本格的にデジタル化が進展していくのですが、今に繋がる流れということで御紹介しておきたいのが、ちょうどこの 11 月で 20 周年を迎えるアジア歴史資料センターです。もともと村山富市内閣の時に、戦争の時の記録を残さなきゃという議論になって、国立公文書館、国の公文書を扱っているところと、外務省の外交史料館、防衛省の防衛研究所の３機関の持っている資料―特に戦前から戦争中にかけての資料―をここで一挙に検索できるようにしたという仕組みでありまして、20 年前から実はものすごくよく考えられて作り込まれた仕組み、逆にあまり作り込まないけれども最大限の効果を発揮する仕組みなのかもしれませんが、20 年間やっぱりトップの評価のサイトだと思います。20 周年のシンポジウムの報告等も出されていますので、御興味があれば、そちらも見てほしいと思います。「アジ歴」というふうに我々言ったりしますが、アジア歴史資料センターという大きな遺産が創られたのは確かであります。

これが一つの、今に繋がっている遺産です。ただ 1990 年代もそうだったんですが、2000 年代以降、アジ歴とかが今に生き残ってはいるんですが、なかなかいろんな困難があって、他の仕組みに途中で倒れたりとか、いろいろ困難があったのが 2000 年代の状況でありました。

2010 年代以降の状況を見ると、アーカイブとかデジタルアーカイブの試みの氾濫ということで、直接は東日本大震災のことがあって残していかなきゃということが社会全体に広まった。それ以前に比べると本当にすごく広まったのがこの時期です。それはすごくありがたいことではあります。特に被災写真をどうするか、もしくは被災前の景色が残った写真をどうするかみたいなことでそれへの注目が集まりました。

アーカイブという言葉自体に、一種現在を記録するみたいな意味も入りましたし、アーカイブの一番コアな所の議論だと、利活用の話ってちょっと付け足しな所があったんですが、利活用に世界もだんだん大きくシフトしている状況です。現在も実はデジタルアーカイブでコンピューターの環境も良くなったということもあるんですが、日々アーカイブの構築が行われている状況です。

一方大きな話としては、デジタルヒューマニティーズというふうにいいますが、文字情報です。古い資料から文字情報をどうやって起こしていくのかという研究もかなり進んでいます。例えば

「みんなで翻刻」っていうのがあります。これも災害資料がスタートで、翻刻って江戸時代のくずし字を今の活字に起こしていってデータ処理ができるようにしていきましょうということなんですが、まさにボランティアベースでみんな参加して文字を起こしていく話とかがあります。

一方ジャパンサーチとかにつながる話で、小さいアーカイブがたくさんあってもいいんだけども、それを横断的に検索したりとか、そういうことをやっていこうかとか、組織外のデータでもやっぱり積極的に入れていきましょうという、統合・横断の動きが始まったり、本格的に展開したりしたのも 2010 年代以降の大きな動きであります。

総括すると基盤技術の変化や制度整備を背景に 1990 年代月尾さんや長尾さんのお考えになっていたような構想が実現しうる状況になってきたというのが現状であります。

ここでいくつかサイトを見ておこうと思いますが、図書館人たるもの一日一回必ず朝起きたら呼吸するように皆さんご覧になっていると思いますけども、カレントアウェアネスポータルで、単純に「デジタルアーカイブ」で検索すると、毎日のようにデジタルアーカイブのイベントだったり、新しいデジタルアーカイブができたりしていることが分かります。例えば大牟田市立図書館と大牟田市立三池カルタ・歴史資料館が「大牟田市三池炭鉱歴史資料デジタルアーカイブ」を公開したとか。本当に日々このカレントアウェアネスを見ているんですけど、全然把握できていませんというぐらいデジタルアーカイブがいろんなところにできています。

横断ということで言うと、一応今慶應にいますので、この春に公開した「Keio Object Hub」を御紹介します。慶應大学は伝統校なのでいろんな資料を持っているんですが、いろんな部署がいろんなものを持っているので、そういうのは見られるようにしましょうということで学内のいろんな資料を横断的に検索できるサイトが作られています。

例えば「群馬県立図書館デジタルライブラリー」は、これから先が楽しみと言うか、もう少し色々しなきゃいけないと思っていますが、県内の各市町村立図書館所蔵資料もこのデジタルライブラリーから見られるというふうにしているわけです。

先行形態としては新潟の「越後佐渡デジタルライブラリー」の事例とかもあるわけなんですけど、やっぱり県立図書館がこういう形で、ハブとしてプラットフォームを提供していくみたいな事をもうちょっと考えられてもいいのかもしれないなというふうに思ったりするところでございます。

横断・統合化の動きが始まっているというのも 2010 年代の特徴です。図書館での展開で言うと、大学図書館は 1990 年代からずっとやっていたんですが、今ようやく公立図書館がコロナ禍で本気で考えるようになった電子図書館の仕組みとか、すでに 25 年前に議論を始めているわけです。なかなか苦労していたわけなんですけど、今大きな大学が正しく研究活動をやっていることを社会全体に説明するために研究データを公開しなきゃいけないという動きになっていて、そういう中で図書館ではどういうふうにデータを扱っていくのかという議論が始まっています。

一方公立図書館の場合は、例えば電子図書館とか地域のリポジトリみたいなことも構想されても良かったんだと思いますが、なかなかそういうことにならなかったわけです。利用者からの切実な要求もほぼ経験していなかったので、業務メニューとかマインドセットの変化はないわけです。大学図書館も日本は欧米の大学に比べてぐっと遅れていますが、―今中国とか韓国の大学にも大きく抜き去られていますけども―それでも公立図書館よりは先を行っています。

皆さんもそうだと思いますし僕もデジタルアーカイブまで一足飛びに行けるかどうかちょっとまだ迷いながらお話をしています。やっぱり公立図書館とかでは、まずは今流通しているデジタルリソースへのアクセス整備からなのだと思います。だいたい館内で wi-fi が使えるのか、電源が使えるのかとか、PC とかスマホとかを館内で自由に使えますかとか、そのあたりの環境整備をしていかないといけません。

商用データベースが入っていますかとか、国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）―これは制度改正があって図書館をバイパスすることになるわけですが―とかを整備されていましたか、そういう話がやっぱりまずはスタートかもしれません。

そういうものと両輪でデジタルアーカイブの話を考えていくことになると思います。デジタルアーカイブだけ作って、こういった環境整備が出来ていなければ、あまり意味がないなというふうに僕は考えるところであります。

現在デジタルアーカイブの焦点は、写真です。図書館が地域の写真を集めるという意味では、関東だと浦安市がすごく有名ですし、関西だと滋賀県の愛荘町愛知川図書館とか、それから大阪の豊中と箕面で共同運営している「北摂アーカイブス」があります。これ中身は「地域フォトエディター」さんというボランティア団体の方がかなり活発に活動されているのですが、こういう形で地域の写真を残しています。今回事例発表とかでお話しいただくところもそうですよね。瀬戸内市さんとか、地域の状況を写真で残してそれを図書館で運営していきましょうという、そういう話が始まっています。僕などはバナキュラーフォトという言い方をしていますけど、芸術写真とか公式な写真じゃない、何気ないスナップ写真ですね。ああいうものの貴重さって前から言われているんですけど、もっと大事なんじゃないのということを最近よく言うようになっています。

こちらは、御存じの方もたくさんいらっしゃると思います。東大で同僚だった渡邉英徳さんという方が広島の女学院高校の生徒さん達と御一緒に、証言の聞き取りと写真のカラー化などを行ったものです。戦前の広島の写真で、カラー化するとよく分かるんですが、後ろに写っているのが産業奨励館です。つまり原爆ドームなんです。産業奨励館が建って 10 年も経たないうちに原爆が落ちてしまうので、これは 1930 年代から 40 年代にかけての家族の写真なのですが、産業奨励館が見える中洲から撮っている。だからこれは平和記念公園側から撮られたものなんです。平和記念公園のあたりにあるお店で、家族がご飯を食べている写真です。白黒をカラーに色付けするとやっぱりすごくインパクトがありますよね。

ところがアメリカにも占領期の日本が写っている大量のカラー写真が残っていることがわかりました。アメリカの人がやってきて日本の写真をパチパチ撮りまくってアメリカに持ち帰っていたものが最近注目されるようになったということです。

例えばこの２枚は、京都の街のど真ん中の写真で、それぞれどこかっていうのもきっちり分かっているんですが、これ 1950 年ぐらいです。産業奨励館が写っている写真から１０年経たないうちに撮られたものが、ものすごく鮮明な形で残っていて、写真をめぐっていろんな議論が進んでいます。

どうしても写真には人が写りますから、人の情報をどう扱うかということで肖像権ガイドラインということも議論されて、最近公開されたりしているという状況になっています。

ここまで「デジタルアーカイブとは」ということで、定義の話、少し過去を振り返ってデジタルアーカイブの系譜の話、今の焦点の話を少しいたしました。いくつかのデジタルアーカイブも紹介したのが第一の柱です。

次に「デジタルアーカイブの仕組みとシステム」

ということでお話をしていきます。

まずこれもいろいろな所でお聞きになっているかもしれませんが、ぜひこの機会に復習もしていただきたいですし、初めて聞くという人はぜひこの機会に単語だけでも覚えていただきたいんですが、基本的には公立図書館が作って公開していくデジタルアーカイブは、オープンデータであった方がいいだろうというふうに思っています。

オープンデータとは何かと言うと―総務省の委員会が決めたオープンデータの日本における定義なんですけど―二次利用が可能な利用ルールで公開されていること、機械判読に適したデータ形式であること、無償で利用できるもの、これが日本におけるオープンデータの３要件だということです。

機械判読、つまりマシンリーダビリティ、機械可読性なんですけど、機械ってコンピューターのことだと思ってください。判読、コンピューターが読めるということです。人間が見られる情報とコンピューターが処理できる情報は大きく違うので、その情報をコンピューターに読みやすく、コンピューターに優しくしたデータ形式であるということです。

キーワードとしては二次利用、機械判読、オープンデータの５つ星、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスというこの 4 つを覚えて欲しいんですけど、特に二次利用に関してはクリエイティブ・コモンズ・ライセンス、これが関係してきます。

上の図は、御存じの方もいるかもしれませんが、ティム・バーナーズ・リーの提言を参考に作成したものです。ティム・バーナーズ・リーは、今のインターネットの仕組み―www World Wide Web という仕組み―を構想した人の一人ということになっています。彼が、本来のインターネットってこういうことなんじゃないのということを定めたオープンデータのファイブスターというのがありまして、彼も同じことを言っています。

第 1 段階はオープンライセンスの下でデータを公開している。データの形式はなんでもよくて、表示さえできていればいい。画像の PDF とか、画像自体であるJPEG とかの形式でもいいので、ライセンス―これは使ってもいいよという、そういう印―をつけておいてくれというのが第 1 段階で、それさえついていればオープンデータだといいましょう。

コンピューターで処理可能なデータになれば第２段階。そのデータの形式が特定のアプリケーションには依存しない―例えばワードやエクセルは、あくまでも Microsoft 社のアプリでしかないので、それには依存しない―もっとオープンな形式で、もっとリンクが貼りやすくなっているとかデータ間の情報連携をもっと上手く、となると４段階５段階というふうに上がっていくというものです。

ライセンスは、最初の段階でも決めうちで、後は機械への優しさで５段階つくっています。このライセンスのところで一般によく使われているのが、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスということになります。

一方いろんなデジタルアーカイブを考える時に、現状の日本語世界では、やはりジャパンサーチを所与の条件として考えておいた方がいいだろうと思っています。

ジャパンサーチで、単純に「福岡」を検索すると 20 万件ぐらい見つかります。

所蔵元を見ていただくと、奈良国立博物館、京都国立博物館、国土地理院、国文学研究資料館とか、国立国会図書館、立命館大学のアートリサーチセンター、東京の富士美術館など様々です。「福岡」で検索すると、青森の福岡という地名や、人名なども混ざっていますが、こんな感じで国や大学、それから富士美は私立の美術館ですから、私立美術館もあれば国立・県立の美術館とかも含めて、国立国会図書館ももちろん含めて、こういう形でデータが検索できる仕組みが、去年の夏に正式公開になって、一応我が国が保有するいろんなコンテンツのメタデータをまとめて検索できる分野横断型統合ポータルだということです。メタデータを集めてきて、それを検索できるようにした。大事なのは、ここに対応してデジタルアーカイブを作っておけば、ジャパンサーチ自体が今後どうなっていこうが、他のいろんなデータを集めている―ポータルと言いますが―そういうところにデータ連携が容易になります。

今後は各地各分野のつなぎ役、ここが皆さんの個別の図書館だと思ってください。例えば〇〇県立図書館とか、〇〇県立博物館が一回データを集約して調整して、それをジャパンサーチに投影すると、ジャパンサーチに集まったデータを使って教育利用とか災害復興とか研究とか日本文化の発信とか、そういう話になっていくわけです。

今はここのつなぎ役がちょっと弱くて、直接各アーカイブ機関からジャパンサーチに投げている感じになっています。

書籍データは、昔国立国会図書館にデータを集約した時の仕組みをそのまま使っているので、都道府県立と政令市以上の所蔵に限定されますが、書籍情報はジャパンサーチに投影されているということになってはいます。こういうふうな仕組みで全体をジャパンサーチに集めたいというのが今の構想です。別に我々国側の立場ではないので、こっちとしてはジャパンサーチに対応するデータ形式を作っておくというのが大事です。

じゃあデータ形式って何だという話なんですけど、かなりのドキュメント、こういうふうにやればいいよってガイドライン類ができていて、これを読んでいけば失敗はしないという状況になっています。

ざっくり御説明しておくと、去年のジャパンサーチ公開とともにこの５種類のガイドラインが整備されたんですけど、これ全部ネットで検索したら全文が出てきます。

「こういうふうにしていきたいんです国としては」というのが、「我が国が目指すデジタルアーカイブ社会の実現に向けて」（2020 年８月）というもので、そのデジタルアーカイブを作るときのガイドラインが「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」（2017 年４月）です。これは四年前になりますが、これにはワーキングの一員として関わっていて、どういうふうに作ったらいいか―特に総務省側が新しいものを去年出していて―同じ悩みがありますよねということを改めて実感しなおしたんですけど、ものすごく単純な話なんです。皆さん現場で、次の修正前のような入力をしていないでしょうか。

１セルに１データにしてくださいとかって、わ

ざわざ総務省が書かないといけないんです。でもそうだと思うんです。こんなふうになってないでしょうか。例えば仕入額が１つのセルにこんな感じ、これじゃ意味ないですよね。

例えば売上額と総費用だからって１セルにまとめていても、これもコンピューターは読まないです。１セル１データ、必ず１セル１データ、何があっても１セル１データ、余分な文字列を入れない。

「▲」とかしても、コンピューター―読まそうと思ったら読むんですけど―読まないので「▲」にするなら「－」にしてください。こんな感じです。総務省涙ぐましいですよ。変な空白入れるなとか、３桁ごとの区切りにしているのは所詮英語の書き方に我々が合わせてしまっただけなんで、そんなことをせずに普通に文字列を打ち込んどいてくださいというようなことを、いちいち総務省は書いているんです。実はそれと同じことを色んな所がずっと悩んでいて、データ処理できない、機械に優しくないデータを人類はずっと作り続けてきました。僕自身も若い時の反省で、今更取り戻しつかないんですけど、特に歴史資料の調査の現場では、目録とかがぐちゃぐちゃになっていることもあります。それはいけないので、このガイドラインには、「活用できる表形式のデータとは？」というのを付録としてつけています。

ここで示した総務省の「統計表における機械判読可能なデータの表記方法の統一ルールの策定」、これが、詳しく優しく書いてあるのでこういうのを見ながらデータを作ったりします。

「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について」（2019 年３月）は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのような、どうしたら二次利用ができるよと他の人にわかってもらえるかという話です。このデジタルアーカイブのガイドラインにおいては、国際的に普及しているパブリック・ドメイン・ツールか、「CC のライセンス」を適用してください。

特に 「CC0」、「CC BY」 を強く推奨するというのが結論です。

「CC0」と「CC BY」だけ少し御説明しておくと、クリエイティブ・コモンズの BY、バイネームとかって聞いたことある人いると思いますが、どこそこによる、という意味です。このデータはどこそこ由来ですっていうことを表記して欲しい、ということを利用者に求める。だけどそれ以外の条件はない。商用利用に使ってもらってもいいし、改変してもらってもいいし、どうしてもらってもいい、元々はどこのデータだったんだよ、ということだけ表記しといて欲しいというのが「CC BY」です。

日本国の行政のサイトは.go.jp ですが、国のウェブサイトは基本この「CC BY」準用でないといけないというきまりになっています。

次に「CC 0」についてです。著作権の仕組みは国によって違うんですが、インターネットは国境越えていろんな所へ情報がいくじゃないですか。もしかしたら潜在的に著作権を持っているかもしれない。持っているというより生じる可能性がある。日本国では著作権切れになっているかもしれないけど、よその国ではよくわからないので、もし著作権が発生している状態になったとしても、０というのは本当に０と言う意味で、最初から権利を放棄しておきます、なので好きなようにしてください、名前も書かなくていいです、というのがこの 「CC 0」の宣言です。

このどっちかでどうですかっていうのが推奨です。

「デジタルアーカイブのための長期保存ガイドライン」（2020 年８月）は、最初に言ったデ

ジタルアーカイブの要件と連動するんですけど、媒体―例えばハードディスクがいいとかブルーレイがいいとか、SSD がいいとか、USB メモリはダメとか―が何であるか、そういう話はもうどうでもいいというのが結論です。

ともかく大事なのは記録を残しといて、管理の仕組み―個人につけたらダメです―組織で管理の仕組みを作ることで、年に 1 回曝書をするようにデータのチェックをして、データを長持ちさせることがすごく大事です。

それから分散保存です。例えばハードディスクを正副で納入することということで、業者さんからデジタルのデータを貰ってきた時に、まさか同じ建物の中に保存とかしてないと思いますけど、してたらすぐ止めてください。せめて建物は分けた方がいいです。となりの建物であっても分けた方がいいです。同じ建物だったら、火災とかあった時にどうなるか分からないので。同じロッカーに入れているっていう例、僕たくさん知ってるんですけど、それは意味ないです。正副もらったとしても、その部屋が火事になったら終わりです。ということで、分散保存もしましょうという話です。

あと「デジタルアーカイブアセスメントツール（改訂版）」（2020 年 8 月）は、デジタルアーカイブがどの程度うまくいっているかということを自己点検するためのツールです。評価とかって話がすぐ出てくるんで、それに対する手段としてのアセスメントツールということができます。

一方、デジタルアーカイブを完璧にやろうと思ったら、すごく大変なんですよ。

そういうのに対して、スリムモデルというのを議論の過程で考えまして、簡易さと持続可能性だけを考えてなるべく小規模にダウンサイジングして、余分なこと考えずに作れるデジタルアーカイブってないかなってことで考え出した要件が、―これが最終的にデジタルアーカイブの定義になったんですけど―「利用規約の明示」、「機械可読性の担保」、「環境に依存しないデータ移行性の確保」、「アクセシビリティを保障」です。

利用規約があること、機械可読性があればいい、データが動けばよくて、あとアクセシビリティさえあれば、もうあと余分なことしなくていいんじゃないのというのがスリムモデルの提案です。これぐらいが最低限のデジタルアーカイブの定義なんじゃないかと。この後に、永続性とか真正性の議論を入れたんですけど、この考えが広まってきて、いくつか実際にこの考え方に基づいて仕組みを作ってくれた人もいたりして、あまり大規模にやらずに自分たちで出来る範囲で少し仕組みを作っていきましょうということで、参考文献とか見ていただくと事例の紹介とかの論文があったりします。

技術系の話もしておこうと思うんですが、デジタルコンバートです。

結論から言うと、よく図書館でやる平面の資料―本でも絵図でも基本平面の資料―を平面で撮影することについての大きな技術革新は、結局この間あまり生まれていないです。より細密に撮れるようになったとかそういうのはありますけど、手でめくって、写真をバンバン撮っていったほうが実は一番コストがかからないというふうな状況になっています。

立体物とかの技術はかなり進んでいますし、それから画像になったもの、デジタル画像自体の相互運用って意味でいうと、 IIIF （トリプルアイエフ）というふうにいいますが、今デジタルアーカイブの画像公開の標準の仕組みになりつつあるわけであります。

画像をコンピューターが呼び出すのってそれなりに大変な事で、そこへのアクセス手法はいくつかあるんですけど、アクセス方法を標準化したらどのシステムからも画像を呼び出しにいけるようになって、特定のシステムの中だけで画像ファイルが動くということはなくなるということです。

撮影手法とデータ処理を組み合わせて新しいことを考えていこうみたいなことが始まっています。例えば GIS 地理情報と組み合わせて見せ方を考えていきましょう、みたいなことは始まってる、そういう段階です。

文字情報の処理についても、やはりかなり進んでいます。

例えばくずし字の認識ですが、日本の古典籍、

特に江戸時代の刷り物って木版刷りが多いんですけど、あれを機械で読まそうという画像認識技術がかなり発達して、画像認識技術＋学習データ―この文字はこういうふうに読むんだというふうな学習データ―がかなり巨大に取り扱えるようになりました。くずし字認識アプリ「みを（Miwo）というのができて、本当にスマホをかざして読みとらすと、活字が起きてきます。これを一回入れていただいたら面白いと思います。今のところ綺麗な刷り物じゃないと駄目だったりするんですけど、これは物凄いことです。開発の中心になったカラーヌワット・タリンさんという方は、タイ御出身で、日本の源氏物語を書いた漫画を読んで、日本で古典研究をやりたいと思って早稲田大学の大学院に進学されて古典研究、源氏物語研究で博士号をお取りになったんですが、それと並行してこのコンピューターの勉強をされて、このアプリの開発の中心になって、実はこの９月から Google に就職したんです。ものすごい経歴なんですが、そういうことだと思うんです。つまり文・理の区別なんて最先端のところではないんです。

我々図書館員もそうなんです。コンピューター苦手とか言ってる場合じゃなくて、最初お話した経歴のように、僕もど文系ですから、わかんないですよ、わかんないけども、やっぱり勉強してこういう動向を追いかけていかないと、これから先の若い人たちにどうやって物を教えていくのかってなるわけでして、これから先の社会の中で図書館をどういうふうにして運営していったらいいかみたいなことも考えるわけです。

タリンさんみたいに、我々とても彼女の域には達しませんけど、きっちり勉強していく必要があるな、というふうに、彼女の話を聞くたびに、見るたびに思います。

それから「テキストの構造化」、これはかなり進んできています。

先ほど御説明したような市民参加型の「みんなで翻刻」のようなことも広がってきています。全部で 1200 万文字のテキスト化が行われている。1200 万文字ってものすごい数です。

こういうのを使って災害研究はまた進化しています。かなり詳細に気象の変化とか地震の状況とかがわかるようになってきました。昔は限られた記録からしか、なかなか地震の情報とか取れなかったんですが、それが大量の資料を対象に災害の情報が取れるようになったので、追々また現実の災害対策とかにも活きてくるだろうというふうに思います。

デジタルアーカイブの今の仕組みとシステムの周辺環境は大きく変わっているわけです。

最初の方に出てきた月尾さんが、２年前にされた講演だと、月尾さんは視野の広い人なので、どちらかというとこれから悲観的なこともあるのではとお話されていましたけど、ストレージ（コンピューターの容量）、通信速度、こういうのも我々、個別に気にしてももう仕方がないレベルまで日々日々進化しています。今６テラのハードディスクが１万円ぐらいです。故障が怖いですけど、でもそれぐらい安い。

周辺環境とかも気にせずともどうにかなっていくんだと思うんです。

問題は、そういう整っている環境を現場に持って来れるかということです。

学校教育でも、現場は混乱されてると思うんですが、GIGA スクール構想で一応生徒一人一台 PC―と言うかタブレットの場合が多くて、僕はタブレットはやめといた方がいい、キーボードのしっかりついた PC の方がいいだろう派なんですが―と高速大容量の通信ネットワークを整備し、創造性を育む教育 ICT の実現ということが言われています。2017 年に学習指導要領の改定があって、実際の適用は 2020 年度小学校、2021 年度中学校、2022 年度高校ということで、来年度から新学習指導要領が全部の学校に行き渡るようになるんですけど、今までも郷土学習ということで、その中で資料や情報を使われていましたし、もっと使っていきましょうということが謳われてきましたが、これが本当に本格的に出発することになります。

そのためにやっぱり地域の情報をデジタルで扱えるようになる、デジタルで子どもに情報を扱わせることは、今 10 歳とか５歳とか 15 歳の子達がこれから先長い人生を生きていく上に大事

なんです。

データを処理できること、WEB 上の情報の善し悪しが分かる子どもを育てるのは喫緊の課題です。我々が苦手だからやりません、っていうことにならない。それはやっぱり子どもに対する裏切りだと思います。

本当に情報に触れさせるためにどうしたらいいか、ということを考える。図書館でもいろいろな試みをやるわけなんですが、ちょっと視野を広げてみると研究者からもジャパンサーチをどういうふうに教育利用していくかという議論は始まっていますし、例えばアーカイブスの分野だと福井県文書館の作ったページがあります。

最初から新学習指導要領を見据えた活用例のページで、しかもものすごく詳細に作られていて、まずは学校の先生に理解してもらえないとだめですから、どういうふうに福井県の古文書とかを学校の先生に見せて、授業支援していくかみたいな内容になっています。

こういう取り組みがいろんな所でもっとたくさん、図書館においてされていいように思います。図書館員だけが主体にならなくてよくて、学芸員さんだったり、地域の研究者だったり、学校の先生とかと一緒にこういう試みがたくさん行われていって良いのではないかなというふうに福井県の事例を見ると本当にそう思います。

さて、「図書館サービスの新段階」ですが、今までの「デジタルアーカイブとは何か」それから「デジタルアーカイブの今の仕組みとシステム」みたいな話を念頭に聞いていただければと思います。

今までも申していましたが、格差の問題とか、デジタル化とか英語とか、新しい情報が入ってきてしまって、親御さんや先生も付いていけないし、図書館員もすごく勉強しないと無理だと思うんです。そういう格差を平準化する、なだらかにしていく必要があります。「親ガチャ」っていう嫌な言葉がありますけど、例えば、出自の格差については、戦争でガラガラポンがあって、それから 20 年ぐらいしか経たない高度成長で、みんないろんな課題はたくさんあったわけなんです。公害の問題も多く起こりました。都市への人口集中も起こって大変だったんですけど、実はあの時期、全体としては底上げがあることで、差を埋めていたわけです。これから先はそうはいかないです。右肩下がりなので格差はほっといたら広がります。

そうであればそこを埋める存在が、公的機関であるところの公立図書館であるべきなんで、情報提供の面から格差を埋める機能が図書館にも求められていると思います。例えばここら辺を哲学的に検討したのは、嶋田学さんのお仕事だったりすると思います。嶋田さんの理論を借りて、もうちょっと議論を進めていくと、まずは公的な情報へのアクセスの機会均等があると思います。これにはさっきのデジタルリソースがかなり大きいです。この 20 年間公的な情報として生み出されたものの多くはデジタルですから、それに触れられない状況になっている図書館って何かって話です。もし皆さんの図書館が、そういうことに弱ければ、そこはやっぱり改善していく必要があると思います。役所からデータを貰ってきておいた方がいいかなと思います。

まずは今まで生み出してきたものの継承のためにそういうものが必要で、今行われてる活動の効率化のために公的な情報へのアクセスの機会均等が必要です。そのために多分貢献するのがデジタルアーカイブで、構築していくものです。デジタルリソースは、広い意味で言うと例えば電子書籍とか、商用のデータベースとか、ある意味外から降ってくるものですが、デジタルアーカイブは基本は作っていくものです。もちろんジャパンサーチとかたくさん使えばいいし、使うデジタルアーカイブはあるんですけど、デジタルアーカイブの面白いのは自分たちで作っていくものということなんです。綺麗な形じゃなくてもいいので、地域の情報をデジタルで集めて、それを見られる形にしておくことってすごく大事になってくるんではないかと思ってます。

同時に地域の情報、私的領域にある情報の公共財化っていうことがすごく大事になると思います。例えば今日本で、みんなで共有している資料ですね。福岡だったら黒田藩主だった黒田家の資料です。あれは藩の公的な資料であり、藩主の私的な資料でもある公私両面がある資料だったんですが、あれも結局指定文化財になったり、広く

公開されるようになったりして、黒田家という私的領域にあったものが公共財化されて、今福岡の古い歴史が分かるわけです。

昭和天皇が亡くなって今の上皇明仁さんに代が変わった時に、昭和天皇のお手元品の多くは三の丸尚蔵館というところに移されましたけど、あれは天皇家の私有財産を相続の関係で、相続税を回避するために、公的資料にしたわけです。明治天皇から受け継がれたような資料とか、もっと古くからの資料とか入っていて、あれでかなり日本の貴重な資料が見られるようになったんです。例えばそういうことです。

地域の情報も同じような事で、多分写真を集めるということは、すごく分かりやすいスタートだと思うんですけど、公共財化しておくってことが求められているんだと思います。

そういうことを通じて、真の意味で地域の情報のハブになっていくことが今後図書館に求められているんだと思います。

流通書籍・データベースなどの外部からの情報へのアクセス保障が大事ですし、作っていくデジタルアーカイブで地域の情報の集約と発信をしている。

僕は近代以降の図書館にしかある意味関心がないんですけど―アレキサンドリアから図書館が始まってるみたいな話、僕はとらないですが、だからベンジャミン・フランクリン以降で僕はいいと思ってるんですけど―もう改めて言うまでもなく、いろんな課題はありますけど、主権が住民とか国民にあるというのが近代社会成立の一大要件なので、そしたら主権がある住民たち、国民たちに必要な情報を届けるということが近代図書館の一大要件だったわけです。

それが図書館の使命なんです。主権者―国民だったり、市民だったり町民だったり何でもいい、シチズンでいいんですけど―が正しい判断ができるように情報を整備して、届けるのが図書館の使命です。図書館にそれ以上の使命はないです。それが使命です。近代社会の成立原理を考えると、いろんなことをみんな途中で考え出すから話がややこしいんですけど、図書館の原理はそれです。それに向かってどういうことができるかを考えるという事だろうと思います。

では地域資料とは何かという話です。東京の小平市で長年にわたってされてきた蛭田廣一さんのお仕事が 2 年前に『地域資料サービスの実践』というタイトルで日本図書館協会の実践シリーズの 1 冊として再度まとめ直されていますが、蛭田さんのお仕事とかを是非参照していただきたいと思います。また最近では、大阪市立図書館で図書館に来た人とかから聞き取りをして思い出を残していこうと取組があります。例えば今スーパーになっているあの敷地はパチンコ屋で、その前は映画館で、その前は劇場で、みたいなことを地域の人から聞き取って、それを資料の裏付けとともに図書館で読めるようにしているんです。そういう話ってすごく大事だなと思います。

これ実は、図書館は戦後すごくやっていたんです。例えば僕が縁のあるところで言うと、高知市民図書館は戦後しばらくの間、ガリ版刷りで地域の資料をすごく出していたんです。もちろん古い資料が多かったですけど、近代の資料もかなり出していて、つまり出版事業をしていたんです。

今大阪市立図書館でやっておられる事業ですが、出版はされていませんが、図書館でこういう資料を紙の形で残さなくてもデジタルできちんと管理して、そういう形で残していけばいいんじゃないかってということを考えられています。

行政由来のデータ管理の重要性についてですが、先ほどの行政判断が本当に良かったのか、というようなことも、後々検証できるようにデータをどこかが保存しておく必要があります。

それは図書館の役割だろうと。今の図書館からしたら、すごく飛躍しすぎだろうというふうに思われるかと思いますが、見まわした時に、ほとんどの市町村では、多分他に保管できるところはないです。もちろん行政本体できっちり保存してくれたらいいんですけど、多分そういう機能は持たない。フローの情報しか現場はやっぱり関心がないし、実際そうだと思うので、無理だと思うんです。我々の得意技って何かって言ったら情報を整理して、ストックしていつでも取り出せるようにしておくことなんです。たまたま、それがこの 60 年か 70 年ぐらい紙の本に偏っていただけで、本

来、情報の整理と管理と提供が図書館の主たる機能なはずなんで、であればそこを手伝えるんじゃないかということです。

今、地域資料の幅というのがすごく広がろうとしていますが、地域資料の本来の定義って「いまの地域を考えるための資料はすべて地域資料」なんです。蛭田さんもほぼ同じような言い方をしていて、そう考えるといろいろな物が含まれると思うんです。特に戦後、社会を支えた各種団体、組合系とか、もしくは市民運動団体とかも、大体世代が２つぐらい変わって本当に 50 年代・60 年代にすごく頑張っていた団体がほぼ運営ができなくなりつつあるので、その資料をどうしていくかとか、紙束の山になるわけですが、スナップ写真の議論ですね。

最近私が少し携わっているボーンデジタルの情報とかwebサイトは､国会図書館のWARPや、カリフォルニアにあるインターネットアーカイブとかでなんとかなるかもしれませんけど、あれも十分拾えているわけではないので、地域の図書館で監視をしておくことは必要だと思います。監視しといて、ここは抜けてるよということがわかれば、国会図書館の WARP に受け入れてもらう仕組みを作るとか、そういうことを考えられてもいいのかもしれません。地域資料をデジタルリソースにする―紙の資料とかさっきの「思い出のこし」みたいな聞き取った情報をデジタルリソースに転化していく―という行為が今後行われてもいいだろう。

市民参加型のプロジェクトで言えば、Wikipedia TOWNのような、街を歩いた結果とかを図書館の資料も使ってウィキペディアに書き加えていこうというものもあります。日本のウィキペディアは世界的にも特異に鉄道の情報とアニメの情報と漫画の情報はすごく強いんですけど、他の情報は全く駄目で、地域の情報とかすごく薄かったんですね。ここらへんに気づいたのが、もともと同僚だったんですけど、今愛知県の田原市図書館長をやっている是住久美子さんとかです。京都でWikipedia TOWNをやって、今いろんな図書館で連携しておやりになっていると思います。

地域資料の利活用・バックアップということで言うと、今みんなデジタルでものをまず見ますから、日常生活で使っている環境に出しとかないと、あまり使われないよねって話でもあります。それから災害のことを考えると、ユニーク資料―この場合はそこにしかない資料という意味のユニーク、特徴ある資料ですが―は失われれば、回復の方法がないわけで、そういう災害に関係するバックアップです。

実際に東日本大震災の時に、東北大学さんが調査していたものすごく大規模な江戸時代の資料があって、そこの家が津波で流されてしまったんです。原資料がなくなった。東北大がお持ちだったデジタルカメラで撮ったデータが唯一、そこの資料の跡をたどれることになってしまった。資料が流されること自体は不幸なことですが、事前に東北大が調査に入っていて、デジタル写真が役に立ったという例であります。

地域の集落自体がなくなるかもしれないという危機もたくさんあり、その際にも記録は重要です。例えば京都の北部の京丹後とかではそういった活動も行われたりしています。

一点一点の集めたもののデータ化ってすごく大変なんです。そういうあたりに着目して、まずは大雑把に、こういう情報があるんだという登録だけしといて、後は追々余裕があればもう１回考えたらっていう２段階の整理の提案とかも少し考えたことがあります。ともかくユニークな番号とスナップ写真だけあれば、公開しといて、利用者が現れた時に考えたらいいんじゃないのと。アメリカのアーカイブスってそうなんですよ。箱単位とかで管理していて、ボックス何番にはこういうのが入ってます、ぐらいしか書いてないです。

日本社会そこは微妙に几帳面で、やらなくていいことやるんです。１点１点のメタデータとか、もちろんあればあるに越したことないですけど、そこにかける人力と、もしかしたら今失われているかもしれない蔵の救出、どっちが大事ですかというそういう話です。我々はそこまで追い詰められているというふうに考えていただいて結構だと思います。１点１点ゆっくり目録作ってる場合じゃないよね、というのがスタートです。

多分皆さんのどの図書館の奥底にも眠っている未整理の箱ってあると思うんです。とにかく箱に番号をつけて、ざっくり中に何が入ってるか分かれば、箱開けて上からスナップ写真撮っといたらいいんです。それを web 上に出しといたら、どこかで誰か物好きな人が何年後かに、見に来てくれるかもしれません。そうして調査に来た人に、目録を作ってもらうという大技もあるわけなんで、そんなんでいいと思うんです。個人情報とかが含まれていなければ、そういうことで多分行けるんだろうというふうに思ってます。

今、申したような２段階の整理みたいのをややこしい図にするとこんな感じになるわけですね。

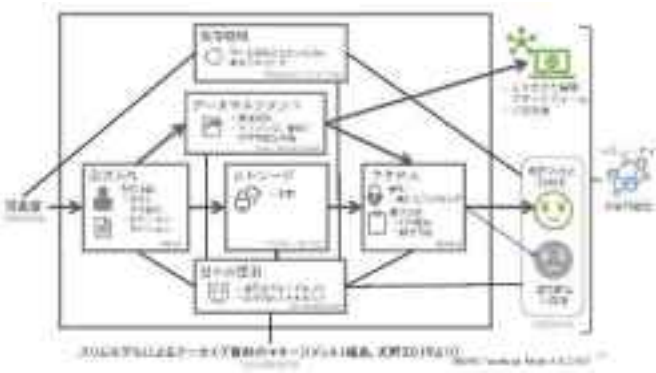

受け入れ作業は、もう早期に合理的にやってしまってより先に、この枠外にデータを先出しといて、より大きなプラットフォームに出しといたら、あとはもう最低限の整理でいいんじゃないのというのがこの図の心でございます。

流通書籍自体は、御存じだと思いますが、この６月に大きな著作権法の改正があって、来年度と再来年度に分けて施行される予定ですけども、いよいよ公立図書館をバイパスして書籍情報が展開してくるんだろうと思います。本屋さんと利用者の間の関係ではもう 10 年以上前にあったことです。Amazon もそうでしたし、他の書籍サイトもたくさんできて、大きな展開があって、書店がなかなかもたなくなっているんですけど、その変化が図書館においても起きてきているというふうに考えてもらっていいと思います。法律が変わり、版元もある程度の情報なら出してもいいよ、というふうに変化しています。

これ長尾さんが国会図書館長だった時に提案してすごい大変なことになったんですが、15 年経ってあの時に長尾さんが言っていた事とほぼ同じことを今年の改正でやったので、長尾さん 15 年早かったということかもしれませんが、そういうことが今行われました。

各種の電子書籍プラットフォーム、Amazon でも何でもいいんですけど、そういうプラットフォームとか、国立国会図書館のライブラリーと利用者がダイレクトにつながる状況が今後生まれてくると思います。個別の利用者とか、社会全体にとってはそっちの方が幸せなんです。

本格的に始まると、案外に早く状況が転換する可能性があって、じゃあ個別の図書館は何考えたらいいのかという話になるわけです。

我々全体として、新しい情報環境に全然追いつけていないわけで、田村俊作さんがしばらく前にこんなふうにお書きになっています。僕このフレーズ好きでよく使っているんですが、情報機器を十分に使いこなせない、また使いこなす意思自体のない人々のニーズに合わせて図書館運営するのは正しいんだけども、だけどこのままでは、利用者サービスを ICT、こういうデジタルの世界とあまり関わらない非常に狭い範囲に限定したまま今後に向けた展開の余地があまりないものに留めてしまうことになりかねない、これでは公共図書館の将来は危うい、と。危ういまま、数年経っているわけです。

これよりもっと前から、このことを言われていて、結局日々カウンターに来ている人のさばきでもちろん手いっぱいなわけなんですが、それだけにとどまってると、図書館好きの人だけにサービスすることになる。だけど我々は 10 万の住人がいるなら 10 万の住人、５万の住人がいるなら５万の住人、都道府県だと 300 万とか 500 万とかの住人がいるならその住人、もっと小さい１万人ならば１万人の住人、数千人なら数千人の住人全員に対してサービスする必要があるわけなんで、そういう公共の一環として図書館をどう考えていったらいいかというのが、今考えられることかなというふうに思います。

考え方の整理としては、図書館に割り当てられたリソースをどういうふうに活用するかということがすごく大事です。

地域の情報はやっぱり大事だろうと思います。ロードサイドとか走ると全国チェーンのコンビニとか、ファミレスとか、本屋さんも、全国チェーンの本屋さんとかが並ぶみたいなことにどうしてもなりがち、地方に行けば行くほどなりがちだと思うんですけど、その中でその地域の個性を発揮できるのはその地域の情報なんです。都会の目線で見たような平板な情報の切り取り方じゃなくて、たぶんいろんなことができるはずです。そういう地域情報の集約と、図書館があまり今まで手を出してこなかった博物館の資料とかアーカイブの資料とかも発掘していく必要がある。そのための収集とか提供には、新たなリソースが必要で、そのためにどういう業務に注力したらいいかと考えると、流通情報へのアクセス保障はものすごく大事なことなんで、そのために電子リソースをたくさん使っていったらいいと思います。紙の本の運用って、人手がものすごくかかっていて、実は大変ですから。楽なように見えて、本当にそうかってことを考えた方がいいだろうと思います。

知識情報の発掘・提供に絞って、サービスを再構成することを１つのアイデアとして、私もう３年ぐらいになりますけど主張しているところです。目の前にいろんな利用者が来ます。だけどもしかしたら図書館よりももっと良い場があるかもしれません。本来地域医療で解決すべき人々が来てますし、児童サービスも―もちろんそれが好きで来てる人もいると思いますし、児童サービスで児童に長いテキストを読むってこと、僕ものすごく大事な事だと思ってるんですが―もしかしたら専門家に任せた方がいいかもしれません。広場機能ももしかしたらそうかもしれません。本当に図書館に広場機能がいるのかどうかは１回議論しといた方がいいだろうと思います。余裕があったらやってもいいのかもしれませんが、そういうことはあると思います。

問題なのは流通情報です。流通情報について、今提供できてる情報で本当にいいんでしょうか。書籍にまとまってる情報、データベースになってる情報、Web 情報、本当にそれでいけてるか、ということを考えたほうがいいと思います。こういう極端なことを言っていると、宮城県の富谷町の図書館準備室にいる新出さんとかに、こういう議論した時にきっちり批判してもらったことがあるんですが、サービスをあんまり絞ると、サービス開発によって獲得されていたリソース、資料自体、そういうのを失うんじゃないかとか、個々人にとって出会いは一回性のもので―それは僕もそう思うんです―権利とか一回性の出会いを失わすことになるんじゃないか。確かにそれも非常に問題になると思います。諸外国でもできてないのではないかと思います。諸外国でできてないのは別にいいんです。日本で新しいことをやればいいので、外国を追いかける必要はまったくないわけであります。

でもこの上の２点は、すごく考えないといけないことで、逆に言うと、そこにすごく我々、注目しすぎていたのかもしれません。取り揃えてる商品の数が少ないのに売り方だけ考えてたんじゃないのか、というのは僕の疑問点であります。

図書館のリソースの再配分というのは、今までは紙の出版物をどうするかということと、場としての機能にすごく議論が集中していて、電子リソースとか地域資料全体ということはあまり考えてなかったわけですが、極力流通資料のハンドリングは省力化して、ジャパンサーチとか他の仕組みにも期待することで、新しい情報源の発掘とか、地域資料の発見・整理とかに我々の労力を動かした方がいいんじゃないか。要点は、流通資料は極力省力化する取り扱いで、ここにしかない資料・情報へ注力したほうが地域の公立図書館としては筋がいいのではないか、というのは今後長いスパンで見たとき、目の前のお客さんを失うと思うんですけど、それでもこっちの方がいいのではないかという新しいサービスの話の前提です。

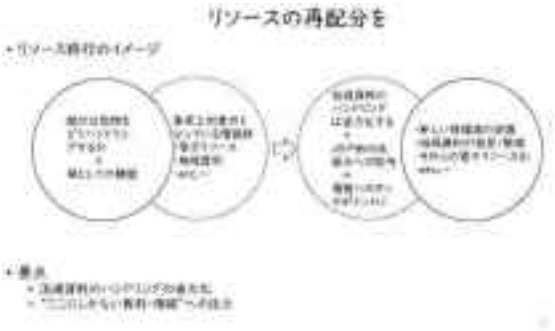

これも数年前から使っている図なんですけど、今申したようにリソースの配分というか、目の前にいる利用者をどういう形で誘導していくかみたいなことを、概念的に表すとこんな感じです。

図書館機能の再定置の試案

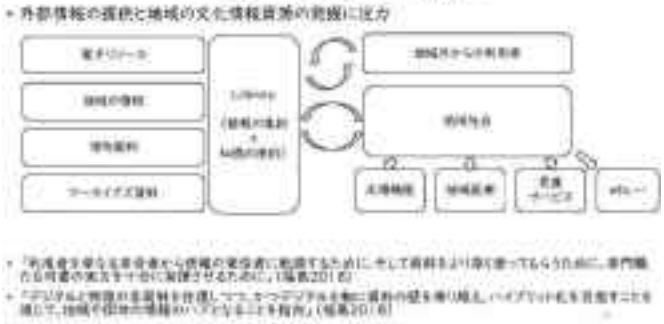

図書館の持っている機能で、他の施設が持っている機能もあるんです。例えば広場機能、児童サービスも他にもっと専門家がいるんです。だけど我々の専門というか、得意にしてるものは何か。何回も言ってますけど「情報の整理と提供」のはずです。長く情報を持ってることが我々の得意分野のはずなんです。それにまずは特化してみたらどうですかという提案であります。外部の情報をたくさん集めてきておく、地域の情報を発掘しておくということに注力する。そのためのデジタルアーカイブです。

デジタルアーカイブを作ることが目的ではなくて、こういう形で地域の中での図書館のあり方を考え直した時に、地域の情報を集約するためにデジタルアーカイブがいるのではないかというのが一応議論の筋立てであります。

新段階のサービスを考えていくときに、「アソシエーションの形成」がキーワードになります。慶應義塾って―僕も改めて勉強してそうだよねと思ったんですが―幕末から明治にかけて福沢諭吉を中心に作られたアソシエーションなんですよ。国家は国家で明治国家として、それは勝手にやられたらいいけど、我々はその中で新しい近代社会を支えるアソシエーション、一種のルールのある集団を作っていくんです、というのが実は慶應の編成原理になっていることを改めて確認したんですけど、社会を構成してるのは国家と地域社会だけじゃなくて、アソシエーションというのがあるんです。医師会とか弁護士会とかそうなんです。職能集団としてのアソシエーションになってるんです。あそこに属さないと事実上仕事ができないわけです。僕はそれでいいと思ってるところがあるんですけど、なかなか図書館員でそれは難しいかもしれません。専門家集団のギルドは地位の独占と、中で一応、相互批判します。やばいことをしたお医者さんは医師会追放とかありますからね。一方で手厚い相互扶助があったりして、アソシエーションに資格があると認められて属した人はギルドとして中で運営されてその中で、いろんな恩恵もあるし、だけどやばいことしてはいけないよっていうことは、相互規制がはたらいてるわけです。そのアソシエーション、ギルドは、政策決定に関与して法を変えられる存在です。医師会の活動で医療関係の法律が変わりますし、弁護士会の活動でそんなにすごく変わってるわけじゃないですが、いろいろな課題を指摘されて、ちょろちょろ法律が変わってます。

そういったことが、図書館の世界で行われているかどうかということです。業務設計でも、みんなで議論しあう中で問題を根本から考えられているかどうかということだと思います。図書館の持つ社会的使命の確認から行っていったらどうかなと思っています。

「図書館の自由に関する宣言」ばかり注目されるのですが、自由宣言と連動して「図書館員の倫理綱領」というのが40年前に定められているんです。耳が痛くなった方もいらっしゃると思いますし、今この瞬間知ったという方も案外たくさんいると思うんですけど、この議論については、僕はこっちがより重要だと思っているんです。この倫理綱領を守る人は、図書館員でギルドにも入れるし、多分アソシエーションを形成できる人なんです。だけどちょっと古すぎて、いろんな検討がいると思うので、この倫理綱領自体もうちょっと考えたらどうかなというのが最近言い出してる事の1つであります。

デジタルに話を絞ると、いやらしい顧客になったほうがいいだろうと思います。業者さんに一方的に言われるんじゃなくて、我々も勉強して、例えば、ちょっと前ですが大阪市立大学のグループがやった電子書籍の導入の研究論文の中に良い文章があって、「提供ベンダー―電子書籍を提供

している会社―におんぶにだっこという状況が進行していけば、公立図書館経営の基本的機能である、コレクション構築の経験や力量などが蓄積、継承されず、運営ノウハウは限りなく電子書籍提供ベンダー側に移行していくであろうことが危惧される」。ここでこう書いてますけど、実際に紙の本でもどうでしょう皆さん、もしかしたらこういう状態になってないでしょうか。

我々はコレクション構築の根幹をどっかに売り渡してないでしょうか。それを電子書籍でもやっていないでしょうか。いろいろなところが慌てて導入して十分に我々が勉強せずにやっちゃって、そこもまた握られてるのではないでしょうか。そういうことにならないように考えるべきだろうと思います。

同じことは図書館全般、デジタルアーカイブに関わる部分でも同様であって、やっぱり研修と人材育成の方向性をここで大きく転換する必要があると思います。みんな専門家集団のはずなので、その中で議論して、ギルド的にアソシエーションで議論していくんだろうと思うんです。その中で他の専門家集団とか研究者との連携をしていくんだろうと思います。

「京都市明細図」のデジタル化と公開は、僕はあれは京都府のお金は使いませんでした。僕のお給金はかかってますが、これ実は全部立命館大学のお金でやりました。そういうふうにできるんです。いろいろなやり方があって、なかなか難しいという方もいると思いますが、お金は実はそういう形で獲得できると思います。そういうことを、たくさんみんなでノウハウを共有しあって、やっていくんだろうと思います。

情報収集の方向性も、書籍のことばかり考えずに情報全体のことを考えるというふうな情報収集の方向性に切り替えた方がいいかもしれませんし、それから図書館界のことを考えるよりたぶん、みなさんそれぞれが仕事している地域社会が今どんなになっているんだろう、地域社会全体をどういうふうにとらまえているかの方がもしかしたらより大事かもしれません。

その中で発信しないと情報は集まらないので、やっぱり発信していくことが個々の専門家としても大事になるだろうと思っています。

「本日のまとめ」という意味で言うと、どの視点で考えるかということだと思います。

図書館・図書館員の視点なのか、いろいろな身分があると思いますが、公務員の一部であることは、この部会に参加していただいている多くの方はそうだろうと思うので、公務員の視点で見るのか地域住民の視点で見るのか、そういう中で僕は地域社会の視点で見ていく、しかも今の地域社会だけではなくて通時的、過去もそうだし未来の地域社会もどうなっていくんだろうかということを考える視点で図書館サービス全体を考えてみていただいてもいいんじゃないかなというふうに思います。

地域社会にとって重要だけど、現在誰もケアできてない資料と情報というのは、どういうものがあるのかということを考えていくことです。

図書館、ライブラリーなので、ちょっと批判的に取り上げた狭い意味の広場機能のサービスとか、児童サービスとかも、本当は資料と情報の充実があってこそなんですよね。我々が今揃えている資料と情報って万全か、もし万全じゃなかったらそれを代替する手段があるんじゃないのか、ということを検討してみてもいいんじゃないかと思います。

蛭田さんが長い 30 年ぐらいのお仕事の果てにまとめられた『地域資料サービスの実践』を元にして、あの議論をもっと拡張したような概念が必要じゃないかということを今考えようとしています。

まず蛭田さんの『地域資料サービスの実践』をみんなで共有して、読んでいただいた方がいいかなと思っています。僕が『図書館雑誌』の９月号に書いたものは、冒頭にちょっと蛭田さんのやつをはめこんで少しお話をしたりしてます。

一方で任せられるものは任せてしまおうと。流通情報はもしかしたらプラットフォーム由来ですね、国会図書館を含めた、そういう比率を増やしてもいいのかもしれません。これも議論があって、抵抗もあると思うんですけど、そういう整理もあるかと思います。

ただしそのプラットフォームに対しても情報

の専門家として、言うべき事は言っていく。そのための集団として大事になるので、アソシエーション論としています。

図書館の（近）未来像としては、僕は「図書館サービスの新段階」というタイトルを付けましたので、近未来か、もうちょっと遠い未来かはわかりませんけど、その時の図書館ライブラリーは外部から流通情報を取り込む拠点であってほしいと思ってますし、地域の情報を集約し発信する拠点であってほしいと思います。デジタルアーカイブはここで機能するわけです。その二つを合わせ持って、地域の情報の真の意味でのハブになるということを目指していくことが、図書館サービスの新段階ではないかというふうに思います。

参考文献は、皆さんの馴染みのあるやつもあれば今日初めて見たというやつもあると思いますが、ぜひ少しお手に取ってみていただきたいと思います。本日のお話を聞いていただいて、もし色々ご注文があれば、私の連絡先は researchmap を見ていただいても結構ですし、メールアドレスもネットに公開されていますので、是非ご意見をお寄せいただければと思います。私のお話は以上です。ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

■京都市明細図
https://www.arc.ritsumei.ac.jp/archive01/theater/html/ModernKyoto/

■東寺百合文書 WEB
http://hyakugo.kyoto.jp/

■東京都デジタルツイン実現プロジェクト
https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/society5.0/digitaltwin.html

■Google Arts & Culture
https://artsandculture.google.com/

■Europeana
https://www.europeana.eu/en

■One search
https://search.nlb.gov.sg/onesearch/

■ジャパンサーチ
https://jpsearch.go.jp/

■　調査報告
新型コロナウイルス感染症の図書館
対応状況について

青山学院大学コミュニティ人間科学部
教授　大谷　康晴　氏

皆様こんにちは。青山学院大学コミュニティ人間科学部の大谷康晴です。

国立国会図書館が令和３年度の調査研究として行っている「公立図書館における新型コロナウイルス感染症への対応」の中間報告としまして新型コロナウイルス感染症の図書館対応状況について御報告いたします。よろしくお願いします。

はじめに先ほど申し上げた通り、こちらは国立国会図書館の令和３年度調査研究の中間報告ということで現時点（令和３年 11 月８日）での結果報告に基づきます。細かい数値等は変更される場合もあります。また全体的な集計を踏まえての中間的な分析結果ですので、より詳細な分析を行った結果、報告書の記述が異なる場合もあることは御承知おきください。

この調査は国立国会図書館による調査研究なのですが、日本図書館協会としても協力をしています。

発表の内容なのですが、この集会の 10 日ほど前に開催されていた第 107 回全国図書館大会とほぼ同じ内容になっております。

タイミングは 10 日ほど違うのですが締め切りのタイミングは、こちらの方がむしろ早いぐらいでして、結果として両者の発表に内容上に大きな差をつけることはちょっと難しいということで、同じ内容になっていますので、すでに全国図書館大会を御覧になった方には大変申し訳ございません。

そして結果に対する意見等は全て発表者である私、大谷の私見になります。その意見が国立国会図書館の公式見解を意味するものではないということはあらかじめ強調しておきます。

発表の構成は、調査の概要を紹介した後、調査結果について簡単に紹介していきます。

調査結果については、大きくは「「閉館」措置と意思決定者」、「感染拡大防止策の実施状況」、「非来館型サービスと障害者への配慮」、「新型コロナの図書館への影響」の４つです。

図書館が新型コロナで閉館や休館に追い込まれ、どのくらい閉館措置を行ったのかあるいはその時の意思決定は誰が行ったのか、に関する調査項目が最初のものになります。

次が、新型コロナの感染拡大防止策をして、現在の図書館ではいろいろ運営を行っているかと思いますが、その実施状況に関する調査項目です。

そして三番目ですが、新型コロナによって来館が難しい、あるいは来館しなくても利用できるサービスを提供してほしいというニーズは高まっています。そこで非来館型サービスについてお尋ねをしました。性格は若干異なりますが、ここでは障害者サービスがどのような影響を受けたのかということについてもお尋ねしていますので、それもここで紹介しています。

そして最後は「新型コロナの図書館への影響」と、かなりざっくりとした形で書いてありますが実際は様々な側面への図書館の影響についてお尋ねした項目をここでまとめて紹介しています。

そして最後に調査のまとめと、この調査の今後について御紹介をして発表としては終了ということになります。

新型コロナによって社会そして図書館は深刻な影響を受けています。ところがその状況というのは日々変わりまして、なかなか図書館の新型コロナへの対応の実態がどのようなものかという把握も十分ではないというのが実情かと思います。

そこでこの調査としましては 2020 年２月～2021 年６月１日―この６月１日を調査対象日と設定していますが―そこまでの対応の実態を

明らかにすることを目的としています。

新型コロナの影響に関しては先行調査もありましたので、多少それと異なる内容となるように調査票等は検討していました。

その先行調査ですが、まず１つ目が save MLAK によるものです。

こちらは横断検索で有名な株式会社カーリルが 2020 年 4月に最初に実施した調査を第 2 回目以降引き継いで、カーリルのものを１回と数えて 2021 年の 11 月 1 日時点までで合計 24 回行われております。

この調査はウェブ上の公開情報をボランティアの方々がチェックして、それを調査票に記入するという形式です。

どういう項目について調査しているかというと、ウェブサイト（蔵書検索）の提供状況や休館期間、入館記録作成の有無、閉館状況、休館理由等について調査を行っております。

この調査では図書館法上の公立図書館以外の施設も対象としております。

そして、２番目の調査が日本図書館協会公共図書館部会によるものです。

こちらは都道府県立図書館を対象に自由回答による質問紙調査として、「新型コロナを受けて新たに行った対応」、「新型コロナの感染者が発生した場合のマニュアル作成の有無」、「新型コロナ対応のため 2021 年度の予算要求上検討した事項」といったものを調査しております。こちらは 2020 年 12 月～2021 年 2 月にかけて調査が実施されたかというふうに認識しておりますが、残念ながら結果は私の方ではちょっと確認できませんでした。

これら先行調査を踏まえた調査の方針は次の４点になります。

- 先行調査を踏まえた調査の方針
  - 質問票を使用
  - 基本的な調査項目は選択式
  - 全ての公立図書館を対象（分館も含む）
  - 事態の長期化に対応した質問を用意

質問票を使用しました。その基本的な調査項目は選択式で回答していただく。そして分館も含むすべての公立図書館を対象といたしました。

この新型コロナウイルスというものが政令で定められたのが確か 2020 年 1 月 28 日だったかと記憶していますが、実質２月ぐらいからかなり状況が悪化していったと思われますので、2020 年２月～2021 年６月１日の調査時点までの事態の長期化に対応した質問を用意いたしました。

調査の形式ですが、中央館に協力依頼を郵送し、回答は分館も含むすべての公立図書館からウェブフォームで提出をお願いいたしました。基本は選択式ですが、一部自由記述もあります。そして調査対象の設定については図書館法上の公立図書館を基本といたしました。

ただし日本図書館協会が出している『日本の図書館－統計と名簿－』、これをはじめとする他のデータとの掛け合わせということも考慮して、実際にはこの基本の設定プラスアルファが調査対象となっております。長期化した事態に対応して調査対象日を 2021 年６月１日に設定した上で、2020 年２月～2021 年６月１日までについての設問と 2021 年６月１日以降の設問を設定いたしました。

調査票としては複雑になってしまい回答に御協力いただいた図書館にはちょっと御迷惑をおかけいたしましたが、両者の結果を比較することで、それまでの状況の変化にも対応しつつ、今後その質問項目に対して図書館はどのような態度をとるようになるのかという動向の予測もできるように質問を設定いたしました。

調査の経緯としましては、調査設計を 2021 年２月～5 月にかけて行い、調査協力依頼を 2021 年 5 月の終わりぐらいになるように郵送しました。当初は６月末までが回答期間だったんですが、督促作業をしつつ、その締め切りを７月 18 日まで延長したということになります。その後集計されたデータの確定―例えば一部の不明な点を明確にするといったこと―を行い、2021 年８月以降分析を行って、現在はある程度全体的な様子が出たのでその中間報告ということになります。

先ほどの調査協力依頼に関して、どれだけの対象に協力を依頼したかということで言いますと、5 月 26 日付で 1,396 の中央館に協力依頼状を

送付いたしました。1,396 館の内訳は、都道府県立図書館 47、市区立図書館 807、町村立図書館 542 となります。

これに対して寄せられた回答数ですが、回答した施設の数は 2,075 になりました。ただし当初私たちが調査の対象として設定していたものに外れる施設が５３ありました。これは図書館設置条例未記載の分室あるいは公民館等図書室になります。

既にカレントアウェアネスの方で集計結果を 10 月に公開しているんですが、そちらはこの 2,075 の単純集計という形で表示しています。

ここからの分析は、そもそもの調査対象であったものに限定して行なっております。ここから先の分析対象の回答総数は、都道府県立図書館 53、市区町村立図書館 1,969 の合計である 2,022 となりました。

この 2,022 館の回答の分布状況は下の地図のとおりです。

色が濃いほど回答率は高く白に近いほど回答率は低くなるということになります。地域によって回答率が高い低いという差が多少あります。

『日本の図書館』の数値を分母に、それぞれの設置自治体別と、中央館なのか分館なのかで細かく回答率に関して確認をしたところ、下の表のとおりとなっています。

設置自治体	中央館	分館	総数
都道府県	47 (100.0%)	6 (54.5%)	53 (91.4%)
市区町村	989 (71.3%)	980 (51.3%)	1,969 (59.7%)
市区	646 (80.0%)	952 (52.7%)	1,598 (61.1%)
町村	343 (64.2%)	28 (31.1%)	371 (59.5%)
総計	1,036 (77.3%)	986 (51.9%)	2,022 (62.4%)

全体としては 2,022 館ということで 62.4%の回答率ということになります。どうしても町村の図書館の回答率が全般的に低めで、そして中央館と分館を比べると、分館の方が回答率が低いという傾向が出ていて、多少回答率に差は出ていますが、全体としては 62.4%の回答が集まっておりますので、この回答でとりあえず日本の状況というか傾向というのは、かなりわかるのではないかというふうに受け止めております。

それではここからは調査結果の報告ということになります。まず閉館措置に関して、休館とか閉館というものを厳密に定義するのはかなり大変です。言葉として「休館」とか「閉館」とかを使っていても、よくその状況を厳密に確認すると、ちょっと違うのではないかというようなものもあったりして、なかなか難しかったため、あくまでもこの調査のためという限定はつけますが、利用者カウンターを含む閲覧スペースに利用者が立ち入れない状況を「閉館」と定義して質問いたしました。その回答の全国分布が下の日本地図になります。

黒に近いほど閉館の比率が高いということで、少数の県が黒と言うにはちょっと薄い灰色とかかなり白が混じったような明るい灰色という県もわずかながらありますが、基本的にはかなり濃い灰色や黒という状態になっているかと思います。全体としましては 1,969 の市区町村図書館に対して、1,916 館 97.3%で閉館措置を行った

ことがあると回答しています。

そして都道府県立図書館は 53 館中 51 館で閉館措置をとったことがあるというふうに回答をしています。

こういった閉館措置、そして再開館するという決定あるいは一部業務の停止やその再開を誰が決定したのかという意思決定者についてもお尋ねしています。

順位	閉館・再開館		一部業務の中止・再開	
	市区町村立図書館	都道府県立図書館	市区町村立図書館	都道府県立図書館
1	設置地方公共団体の首長（48.7%）	図書館長（中央館）（45.3%）	設置地方公共団体の首長（32.2%）	図書館長（中央館）（66.0%）
2	図書館所管部局の長（30.4%）	設置地方公共団体の首長（35.8%）	図書館所管部局の長（31.9%）	設置地方公共団体の首長（15.1%）
3	図書館長（中央館）（10.3%）	図書館所管部局の長（13.2%）	図書館長（中央館）（25.7%）	図書館所管部局の長（15.1%）

市区町村立図書館の場合は図書館より上位の存在、基本的には設置地方公共団体の首長が多いということになっています。次が図書館所管部局長ということになっています。これに対して都道府県立図書館の場合は中央館の図書館長が決定しているというケースが多かったです。閉館の方が決定としては重いものになると想定されますので、この表を見ても一部業務の中止・再開の方は、比較的その図書館の現場の方に任せるという選択をとっている自治体が多くなる傾向にあるということになるかと思います

そして感染拡大防止策の実施状況です。新型コロナの感染拡大防止策は様々なものがあります。そこでまず大きく三つに分類して、それで様々な防止策の実施状況について質問を投げていました。

まず１つ目が施設・設備面で図書館側が行った対応、そして２番目は利用者面―利用者の協力が必要なもの、そして利用に制約を課すもの―になります。そして最後が資料の取扱いに関する感染拡大防止策ということになります。

施設・設備面 10 項目、利用者面 15 項目、資料面２項目、あわせて 27 項目について色々お伺いしており、全部紹介していくのは大変ですので、今回は比較的実施状況、実施率が高かったものと低かったものをそれぞれ紹介していきたいと思います。

まず市区町村立図書館で現在実施している実施率が上位のものはこちらになります。

順位	感染拡大防止策	実施率	種別
1	入口等への消毒液の設置	99.3%	施設・設備
2	カウンターへの仕切りの設置	98.8%	施設・設備
3	マスク着用要請	97.5%	利用者
4	共用設備の消毒強化	96.9%	施設・設備
5	座席の間引き	96.7%	施設・設備
6	換気の強化	95.5%	施設・設備
7	列間隔の目安（フロアマーカー等）の設置	79.4%	施設・設備
8	返却資料の消毒	64.0%	資料
9	座席間の仕切り	54.1%	施設・設備
10	検温	53.4%	利用者

入口等への消毒液の設置が第１位で、第１０位が検温ということになります。第 10 位の検温になりますと 53.4%ということで過半数をちょっと超える程度ぐらいになります。そしてこれらの感染拡大防止策の種別を見ていきますと、施設・設備面での図書館が行った対策が割と上位に来ているということが分かるかと思います。これに対して都道府県立図書館が現在実施している感染拡大防止策の上位はこちらになります。

順位	感染拡大防止策	実施率	種別
1	カウンターへの仕切りの設置	100.0%	施設・設備
2	入口等への消毒液の設置	100.0%	施設・設備
3	マスク着用要請	100.0%	利用者
4	共用設備の消毒強化	98.1%	施設・設備
5	座席の間引き	96.7%	施設・設備
6	列間隔の目安（フロアマーカー等）の設置	**96.2%**	施設・設備
7	換気の強化	94.3%	施設・設備
8	検温	**79.2%**	利用者
9	座席間の仕切り	**75.5%**	施設・設備
10	一部施設・設備の利用休止	**71.7%**	施設・設備

太字は市区町村立図書館より十ポイント以上実施率が高いもの

基本的な傾向は似ているのですが、全般的に実施率は高めになっています。また、太字にしたものは市区町村立よりも 15%以上実施率が高いものでして、都道府県立図書館ではこれらの感染拡大防止策は市区町村立図書館よりもよく実施されていると言ってよいかと思います。ただし全体的な傾向は、やはり施設・設備面の感染拡大防止策が中心だったことがわかります。

一方で現在―正確には調査対象日ということになりますが―実施されていないものがこちらになります。全部で 27 項目でしたので下から５つ表示しています。

順位	感染拡大防止策	実施率	種別
23	入館人数の制限	13.1%	利用者
24	返却期限の延長	12.7%	利用者
25	他地域からの来館自粛要請	11.6%	利用者
26	貸出冊数上限の増加	8.9%	利用者
27	入館予約	0.9%	利用者

基本的には図書館の利用者に協力を求めたり、利用に制約を課したりするようなもの、こういったものの実施率が低いことがわかります。そしてこれは、都道府県立図書館でもほぼ同様です。

ここで感染拡大防止策に関して少し整理しますと、市区町村立図書館、都道府県立図書館とも施設・設備面での感染拡大防止策が中心であって、利用者に制約を課すことになる防止策については慎重であることがわかります。ただしマスク、検温への協力要請というのは例外的に比較的実施されていたということになります。そして都道府県立図書館は基本的には市区町村立図書館と同じ傾向ではありますが、全般的に実施率が高く、一部の対策は市区町村立図書館よりも高い実施率となっています。上位の方に顔を出さなかったんですが、比較的皆さんにとって関心があるかもしれない図書除菌機の設置については、市区町村立図書館で 51.8%、都道府県図書館で 50.9%の図書館で感染拡大防止策として実施中という回答になっていました。

ある時期は実施していたが、調査対象日時点で実施を辞めてしまっている感染拡大防止策というのはこちらになります。その比率が多かったものを５つピックアップして表にしています。

順位	市区町村立図書館	都道府県立図書館
1	館内資料の閲覧制限	返却期限の延長
2	返却期限の延長	館内資料の閲覧制限
3	イベントの集合開催中止	開館時間の短縮
4	一部施設・設備の利用休止	イベントの集合開催中止
5	OPAC用端末の利用制限	データベース用端末の利用制限

やはり利用の制限、あるいは返却期限の延長といった利用者に向けた感染拡大防止策が多いということになります。つまりここでも利用者に対する感染拡大防止策は消極的というか慎重であるという傾向が伺えます。

これらの感染拡大防止策については、６月１日時点で実施されているのかという質問と同時に、今後も実施を継続するのかあるいは現在は実施してないが、今後は実施を検討したいという回答についてもお尋ねしていて、これらの比率等を比較しました。

結果として、今後実施が増える可能性がある感染拡大防止策というのは、市区町村立図書館では座席間の仕切り、図書除菌機の設置、検温、都道府県立図書館では検温といったものが候補に挙がりました。一方、今後実施が減る可能性がある感染拡大防止策は、市区町村立図書館には特にないんですが、都道府県立図書館では一部施設・設備の利用休止というのが挙げられていました。ただし、これらの調査時点で実施中というのと、今後も実施を継続あるいは実施を検討しているという回答の比率の差はそれほど大きなものではありませんので、これからものすごく増加したり減少したりというふうにはちょっと考えにくいという結果になっております。

感染拡大防止策全般に関するまとめです。

図書館による感染拡大防止策の中心は、図書館の施設・設備への配慮とマスク着用の要請でした。図書館利用に大きな影響を与える一部施設・設備の利用休止やサービスへの制限については、実施には慎重であり、一時的に採用されても取りやめられている傾向が強いです。そして事態の長期化に対応して、各図書館の対応策は比較的安定してきており、現在の対応策の実施状況は、新型コロナの状況次第ですが、しばらく継続するものと思われます。

ここからは非来館型サービスと障害者サービスにどれだけ影響があったのかということに関する調査項目の結果を紹介していきます。

	市区町村立図書館（中央館989）		都道府県立図書館（中央館47館）	
サービスの種類	2020年1月以前	2021年6月1日	2020年1月以前	2021年6月1日
郵送貸出（全利用者対象）	4.4%	8.8%	21.3%	31.9%
郵送貸出（来館困難者のみ対象）	22.8%	24.7%	59.6%	59.6%
図書館員・ボランティア等による宅配貸出（全利用者対象）	0.7%	2.1%	0.0%	0.0%
図書館員・ボランティア等による宅配貸出（来館困難者のみ対象）	15.1%	16.9%	0.0%	0.0%
上記以外の郵送・宅配貸出サービス	8.1%	10.0%	8.5%	12.8%

まず郵送・宅配貸出サービスです。全利用者対象の郵送貸出が多少増加しておりますが、全体的にはあまり変わっていませんでした。また今後も拡大は考えにくい結果になっています。そしてインターネットを活用した質問回答型レファレンスサービスの提供ですが、これに関しては市区町

村立図書館も都道府県立図書館もコロナ前と状況はあまり変わっておりません。

	市区町村立図書館（中央館989）		都道府県立図書館（中央館47館）	
サービスの種類	2020年1月以前	2021年6月1日	2020年1月以前	2021年6月1日
オンラインでの問い合わせフォームの活用による質問回答	21.8%	24.1%	93.6%	95.7%
電子メールによる質問回答	49.9%	52.8%	85.1%	85.1%
メール以外のチャット・SNSによる質問回答	1.4%	2.1%	0.0%	2.1%
上記以外のインターネットを活用したレファレンスサービス	1.8%	2.5%	6.4%	8.5%

それぞれのコロナ前の状況は、市区町村立図書館と都道府県立図書館ではかなり性格はやや異なりますが、コロナの影響で変わった要素はどちらもあまりみられなかったということになります。今後の回答部分を見ても今後のそれぞれの手段での実施が増えることはあまり期待できない結果になっています。

そして館外からの商用コンテンツの利用に関しましては、当初私たちとしては来館せずに館外から利用できる商用コンテンツ―つまり図書館の外部からネット経由で、例えば ID・パスワードでアクセスして、なんらかのデータベースとかを図書館経由で使えるようになるとか、そういったもの―をイメージして質問を用意したのですが、この質問意図に関しましては、もしかすると表現が分かりにくかったということで、誤解がかなりあるだろうと思われる回答が残念ながら見受けられました。

この調査に関しては一部項目のみ報告させていただいております。目を引くのは電子書籍・電子雑誌の提供状況です。

	市区町村立図書館（中央館989）		都道府県立図書館（中央館47館）	
サービスの種類	2020年1月以前	2021年6月1日	2020年1月以前	2021年6月1日
電子書籍・電子雑誌	7.7%	16.7%	8.5%	19.1%
音楽配信サービス	5.2%	6.0%	10.6%	10.6%

市区町村立図書館、都道府県立図書館問わず、10%前後増加しました。全体としては、依然としてまだ少数派ではあるのですが、今後の動向としても提供を検討している図書館の回答は結構多かったので、今後も提供する図書館は増加しそうであると考えております。

オンラインイベントの開催です。このオンラインイベントに関しましては講演・セミナーは市区町村立図書館、都道府県立図書館ともに増加しました。

	市区町村立図書館（中央館989）		都道府県立図書館（中央館47館）	
イベントの種類	2020年1月以前	2021年6月1日	2020年1月以前	2021年6月1日
講演・セミナー	2.9%	11.1%	17.0%	68.1%
読み聞かせ・おはなし会	4.7%	9.5%	4.3%	8.5%
読書会	1.7%	2.2%	0.0%	2.1%
ビブリオバトル	0.4%	1.9%	2.1%	2.1%
ワークショップ	2.1%	3.7%	6.4%	12.8%
上記以外のその他の集会行事	1.7%	6.4%	8.5%	40.4%

全般的に、市区町村立図書館よりも都道府県立図書館の方がオンラインイベントに関しては比較的開催しようとしているのかなと、それは多分今後もそうなのではないかというふうに受け止めています。

そして障害者サービスを提供している図書館において、新型コロナによる提供中止というのがどのくらい生じたかというものです。

中止した障害者サービスの内容	市区町村立図書館	都道府県立図書館
点字・録音資料の郵送貸出	17.3%（70/404(館)）	11.8%（4/34(館)）
宅配サービス	30.2%（89/295(館)）	5.3%（1/19(館)）
対面朗読	71.3%（258/362(館)）	85.7%（24/28(館)）
機器の貸出	35.9%（97/270(館)）	30.0%（6/20(館)）
障害者サービス用資料の製作	33.9%（92/271(館)）	31.3%（5/16(館)）
障害者協力者への研修	70.0%（156/223(館)）	61.1%（11/18(館)）
障害者サービスに関するイベント	66.2%（107/164(館)）	27.8%（5/18(館)）
その他の障害者サービス	25.0%（35/140(館)）	37.5%（6/16(館)）

障害者サービスは提供していない図書館もかなりの数になります。そのためそれぞれのサービスごとに、何かしらサービスを提供している図書館を分母にした上でそれで中止に至ったかどうかについて調べています。基本的には市区町村立図書館の方が中止の比率が高いのですが、対面朗読については、7割中止しているとはいえ都道府県立図書館よりは低い数値になっています。

ただ全般的に見ますと、障害者サービスに関するイベントの状態は例外なのですが、それぞれのサービスで比較的中止傾向は似ているのかなと。それほどでもないものと、ほとんど中止といったものを見方として比べてみた時に、あまり差はないのかなというのはありました。

非来館型サービスと障害者への配慮に関するまとめになります。

非来館型サービスの提供状況は、全体として新型コロナの感染拡大を受けても、大きな変化は生じていませんでした。特に市町村立図書館で変化

が見られないという認識です。電子書籍・電子雑誌は例外的にサービスの提供が増えていて、今後も増加が予想されます。ただし依然として図書館全体から見るとまだ少数派です。そして障害者サービスは、新型コロナにより、かなりサービスの提供を中止されたということを確認しました。

そしてここで、様々な場面での図書館への影響です。

まず新型コロナ関係の地域の記録保存ですが、残念ながら新型コロナに関する地域の記録が生じた場合に、「保存している」と答えた図書館は少数でした。

- 新型コロナ関係の地域の記録保存
  - 保存している図書館は少数
    - 市区町村立：11.2%（111/989(館)）
    - 都道府県立：25.5%（12/47(館)）

またその保存対象も、チラシやパンフレット、新聞記事の切り抜きといった、従来のいわゆる地域資料の保存の延長線の回答が多く、そもそもまず地域の記録の保存を行う図書館の数、あるいはもっと様々な資料に目を向けて保存対象を充実させるという双方の充実が望まれるのではないかというふうな印象を持ちました。

そして職員への勤務体制への影響です。

- 勤務体制への影響
  - テレワーク（在宅勤務含む），交代勤務（新型コロナへの対応限定）の実施
    - 市区町村立：調査時点ではほとんど実施していない（いずれも10%未満）
    - 都道府県立：一定数の図書館で実施（テレワークで40.4%，交代勤務で17.0%）

在宅勤務を含むテレワーク、そして新型コロナへの対応限定での交代勤務に関しての実施状況は、市区町村立図書館では調査時点でもうほとんど実施されていないという結果になっていました。これに対して都道府県立図書館では、一定数の図書館で実施されていました。

テレワークを行うためには、やはり図書館の何らかの業務に関係しているネットワークにアクセスできないと行える業務には限界があります。そこで次に、テレワークの環境がどうなっているかということを調べるために、業務関係のネットワークはどのようなものにアクセスできますかということをお尋ねしたのですが、市区町村立図書館では図書館業務用ネットワーク、自治体あるいは図書館の事務用ネットワークに全くアクセスできないと回答した図書館が８割を超えていました。これに対して都道府県立図書館では、半分以上の図書館が、自治体もしくは図書館の事務用ネットワークにはアクセスできると答えています。ということで、市区町村立図書館でのテレワークの導入というのは、残念ながらこれはかなり困難ではないだろうかというふうに認識しています。

そして財政への影響ということで、2020 年度の当初予算と比較した予算執行、そして 2020 年度の当初予算と比べて 2021 年度予算編成についてどういうふうに変化したかをお尋ねしています。

「増加した」「減少した」というのが母数の10%以上になった項目をピックアップいたしました。それが次の表になります。

	市区町村立図書館		都道府県立図書館	
	「増加した」	「減少した」	「増加した」	「減少した」
2020年度	図書・雑誌資料費 電子資料費 維持管理費 修繕費	業務委託費 光熱水費	図書・雑誌資料費 電子資料費 **人件費** **業務委託費** 維持管理費	光熱水費
2021年度	電子資料費 維持管理費	**図書・雑誌資料費**	電子資料費 **人件費** **業務委託費** 維持管理費	**図書・雑誌資料費** 光熱水費

ただし、都道府県立図書館の場合、費目によっては、その費目が設定されていない図書館も結構多く、母数が極めて少なくなることも多かったので、３以上の回答があるということも条件にしています。

都道府県立図書館の方が、増加したと答えている費目が多く、そして人件費、業務委託費が２年連続増加したと答えています。光熱水費については、図書館は休館しているので、減少したという回答はわかるわけなのですが、2021 年度は、市区町村立図書館、都道府県立図書館ともに図書・雑誌資料費が減少したと答えた図書館が 10%を超えていて、ここは注目すべき、気をつけるべきところかなというふうに受け止めています。

今言った話をまとめますと、都道府県立図書館は市区町村立図書館より増加した費目が多く、人件費、業務委託費といった「ヒト」に関わる費目がどちらの年度でも増加していました。これらを

分析した際に、例えば同じ年度でも同じ費目で増減双方それぞれ数値が高かった、というケースは一つもありませんでした。比較的、予算については放置せず、何らかの手当てを行う方向では対処があったのかなと受け止めることができると思います。ただし図書・雑誌資料費が減少というのは注意が必要かと思います。

そして「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」ですが、これについて実施また実施の予定があると回答した図書館は約 3 分の 2 でした。それなりにやはり手を上げてこれを活用したということになっているかと思います。

次に、国立国会図書館のサービスの活用です。

都道府県立図書館では比較的認知されていて、サービスを利用または利用者に案内したと回答した比率が高く、知らなかったと回答した図書館はほぼありませんでした。市区町村立図書館の場合はこれとやや異なりまして、一番利用または利用者に案内をしたサービスは国立国会図書館サーチでしたが、これでも 6 割に達していませんでした。また場合によっては 10%に近い方の数パーセントの図書館で国立国会図書館のサービスを知らなかったと回答されたものもありました。

これは国立国会図書館による調査だから言うのではなく、やはり国立国会図書館は、国立図書館ならではのサービスというのを、かなりネットを通じて提供していると思います。そのいくつかはなかなか来館できない、あるいは国立国会図書館の施設に移動して使うということが困難である利用者に対して何かしらの補助、助けにはなるサービスだと思われます。ただ残念ながらやはりその周知がまだまだ足りない、特に市区町村立図書館に対しては、このサービスがそれぞれの図書館のサービスをどう補完するのか、あるいは補ってくれるのか、そういった部分について、少しまだ周知が足りないのかなという印象です。

全体を通じた調査のまとめです。

日本の公立図書館の大半は少なくとも一回は閉館・休館に追い込まれていました。そして日本の公立図書館は、図書館を何とか開館させて利用してもらうという方針が優先されており、非来館型サービスを拡充する方針はあまり採用されていなかった。電子書籍・電子雑誌の提供拡大というのは数少ない例外な話ですが、それでも提供している図書館は依然として、全体から見れば少数派にすぎないということになります。また財政上の手当も―それで十分かどうかというのはあるかと思いますが―ある程度行われていて、露骨な予算削減は行われていなかった。そして市区町村立図書館は、都道府県よりも財政上の手当ても少なく、勤務形態も従来の形態のままでの運営を余儀なくされているということになります。

現在の日本の公立図書館というのは、設置自治体それぞれでサービスの提供を完結させるという仕組みで行われていますが、この仕組みの中では、結果的に予算規模の小さい市区町村立図書館の方が都道府県立図書館よりも厳しい状況に陥っているという傾向があるのかなということになります。

調査の今後に関してですが、今回は市区町村立図書館と都道府県立図書館の、しかも選択式回答の集計結果比較が中心で、全体の調査としては概要に過ぎないというのが正直なところです。最終報告書は年度内早ければ年明け前後に刊行予定ですが、ここでは内容の充実と詳細なデータの掲載を予定しております。

市区町村立図書館については、主に文部科学省の地区別研修の区割りに準拠した形で地区別でどうなっているかということで分析を行う予定です。

そして今回の報告では紹介できなかった自由記述による回答をベースにした質問の分析、これも当然最終報告書では報告が行われますし、また一部の回答結果に着目して聞き取り調査、附帯調査を行っているのですが、これの報告も最終報告書で行う予定になっています。

私の報告は以上です。御清聴ありがとうございました。

■カレント・アウェアネス

「公立図書館における新型コロナウイルス感染症への対応」に関するアンケート調査の単純集計結果を公開しました

https://current.ndl.go.jp/node/44970

■　事例発表①

「とっとりデジタルコレクション」の取組み
－他機関との連携による地域資料の公開－

鳥取県立図書館
資料課長　野沢　敦　氏

皆さんこんにちは。鳥取県立図書館の野沢と申します。

今回の研究主題は「デジタルアーカイブの構築と活用法」ですが、「とっとりデジタルコレクション」の取組みについて、他機関との連携による地域資料の公開という観点で説明をさせていただきます。

はじめに「とっとりデジタルコレクション」とはどういうものかということですが、これは鳥取県立図書館・鳥取県立公文書館・鳥取県立博物館・鳥取県埋蔵文化財センターの４館が共同で運用するシステムです。

４館が所蔵するデジタル化資料を管理して、検索・閲覧できるシステムとなっています。また画像の表示だけではなくて、郷土の人物情報や鳥取に関する新聞記事を検索できるデータベースの機能も掲載しています。

この後は「とっとりデジタルコレクション」はちょっと長いので「とりデジ」と呼ばせていただきたいと思います。

これが画面のイメージになります。どのような流れになるかと言いますと、どのシステムも基本的には同じだと思いますが、まず検索をして、検索した結果が資料一覧として出てきて、そこに画像が付いていれば、細かい画像が実際に表示されるというような流れになります。

では始めに「とりデジ」公開までの経緯について話をさせていただきます。

今は日々の生活の中でパソコンやスマートフォン、タブレット端末等が身近にあり、デジタルコンテンツやウェブ情報を利活用する場面も多くあります。

その流れを受けて全国の図書館・博物館・公文書館等の施設ではデジタル化による資料保存や情報発信が積極的に行われるようになりました。

鳥取県内でも、博物館ではデジタル化資料を公開していましたが、図書館では取り組みが遅れていました。

そういうことがありまして図書館では平成 28 年度に「デジタル化検討委員会」を館内に立ち上げて検討を始めました。

まずは情報収集からということで、先進事例の調査や先進県の視察を行いました。また館内にある郷土資料や貴重資料の状況を改めて調査して、どの資料がデジタル化の対象となりうるか、優先順位はどうあるべきかについて検討を行いました。

翌年も検討を続け、年度末の平成 30 年３月に「総合的なデジタル化計画」を策定しました。

実は図書館の隣に公文書館がありまして、定期的に情報交換を行っているのですが、公文書館でもデジタル化資料の公開について同じように検討を行っていたということがわかりましたので、どうせするなら共同のシステムを考えても良いのではないかということになり、この「総合的なデジタル化計画」では公文書館も含めた計画となっています。この計画の中で資料のデジタル化によって、どのような効果が期待されるかということを書いていますが、一言で言えば「だれでも・いつでも・どこからでも」利用できるということ

になります。

これまで図書館の資料を利用するためには、図書館が開館している時間に図書館に来館しないといけないという制約がありましたが、インターネット上に公開することによって、誰でも―日本中だけでなく世界中の人が―24 時間 365 日いつでも利用することができるようになります。

また貴重資料や既に劣化している資料は、利用の度にさらに破損したり劣化したりする恐れがありますが、それを防止することもできます。

さらにこれまであまり知られていなかった地域資料の利用が増加するとともに、公開することで資料の存在が広く知られ、その価値が再認識されて、地域おこしなどの町の活性化につながることも期待されると考えています。

「とりデジ」公開までの経緯に戻りますと、平成 30 年度からデジタル化の予算がつきましたので、「デジタル化検討委員会」を「デジタル化推進委員会」と名前を変えて、デジタルコンテンツの作成やアーカイブシステムの検討を本格的に始めました。

この時、博物館はすでに独自にデジタル化資料を公開していましたが、システム更新の時期を迎えていたということもありましたので、この「とりデジ」の構築に合わせて一緒に参加することになり、３館での協議・検討が始まりました。またこの３館での協議とは別に、鳥取県デジタル化計画ネットワーク会議を開催し、市町村立図書館や大学図書館に対してデジタル化計画の説明と意見交換の場を設けました。

令和元年度になって、さらに新たに埋蔵文化財センターも加わり、最終的に「とりデジ」は４館合同のシステムとして検討することとなりました。

システムの仕様を検討して、この年に予算要求を行うとともに、県民の皆さんにも広報する場として平成 30 年度と令和元年度に市町村立図書館を会場にして、デジタル化の効果について PR 展を行いました。

そして令和 2 年度にシステム構築の予算が認められましたので、システムの調達・設計・構築を行い今年 3 月 1 日に稼働をすることができました。３月１４日には公開を記念してシンポジウムを開催しています。

こちらが 9 月末現在の各分野別の公開件数になります。

分野別公開件数（2021年9月末現在）

所蔵機関	分野	公開件数
鳥取県立図書館	和古書、絵図、色紙等	2,105
鳥取県立博物館	自然分野	31,025
	人文分野	23,183
	美術分野	62,239
鳥取県立公文書館	公文書等	239,896
	県史編さん関連資料	2,097
鳥取県埋蔵文化財センター	遺物情報	62,741
資料件数合計		382,206
鳥取県立図書館	新聞記事DB	124,096
	郷土人物文献DB	15,452
鳥取県立博物館	筆者日記DB	21,195
データ件数合計		201,687

この中には画像の無い資料や、画像を公開していない資料も含まれていますが、この中で画像が入っているのが約 10 万件になります。

では次に各館でどういうような資料を公開しているかというのを御紹介したいと思います。

最初に鳥取県立図書館ですが、図書館では「図書」、「古文書類」、「絵図・地図」、「写真・絵葉書」、「美術」、「その他特殊資料」、「動画・音声」、「新聞記事」、「郷土人物」と、このような分野に分けて登録しています。

まず図書を見ていきたいと思います。

検索画面に、何も検索語を入れずに検索ボタンを押しますと全件が表示されます。

図書で登録されているのは、「鳥取県郷土調査」という資料になります。これは昭和 10 年頃に当時の小学校単位で地域のことをまとめたもので、総合的にまとめられているので、当時のその地域のことを調べるのにとても役に立つ資料です。

分かりやすいものとして『米里村郷土調査』というものを見てみたいと思います。

こちらが『米里村郷土調査』で、「基本情報」の下に画像が貼り付いています。「画像の表示」ボタンを押しますと、IIIF（トリプルアイエフ） のビューワーで見ることができます。

目次を見ますと、人口、気候、産業、生活調査など幅広く調査していることが分かります。

では次に「古文書類」ですが、こちらも同じように検索語を入れずに検索をしてみますと、検索結果の一覧に『やつれみのの日記』というのがあります。江戸時代の紀行文なんですけど、ここで見ていただきたいのは書誌番号のところに、「県立図書館所蔵情報へリンク」と書かれています。

こちらの番号をクリックしますと、県立図書館の OPAC へリンクし、県立図書館の OPAC の資料の詳細情報を見ることができます。このように図書館のシステムとのリンクというのも行っています。

次に「絵図・地図」を見てみたいと思います。こちらも同じように検索しますと、検索結果の一覧に『因州鳥取絵図』というのがあります。江戸時代の城下町を描いた絵図です。絵図ですのでかなり大きな画像になります。元が大きいのでこのまま見ると何が書いてあるのか分かりませんが、高精細画像で登録していますので、どんどん拡大していくと、家老の名前が書いてあるということが確認できるまで拡大することができます。

このような形でデジタルのデータを登録しています。

次に「美術」関係で検索しますと、結果に「草花露の和歌」、鳥取藩の初代の藩主池田光仲の和歌がでてきます。こちらには４つ画像を登録しています。

１つ目の画像が、実際に池田光仲が書かれたものになります。この和歌は軸の形になって保存されていますので、２つ目に軸全体の画像も登録しています。また軸が箱に入って保存されていますので、３つ目に保存がどういう状態か分かるような形の画像も登録しています。さらにこの箱の裏に裏書がありまして、誰が保存していたかが分かる情報がありますので、一つの資料について４種類の画像をデジタルの画像として登録しています。

鳥取県立図書館で資料をデジタル化する際に、資料の選定にあたって考慮した点ですが、主に次の４点になります。

①唯一性・希少性
②資料の劣化状況、保存の緊急性
③資料の利用機会の拡大
④文化的価値・PR 性

まず唯一性・希少性についてですが、鳥取県立

図書館にしか所蔵がないような資料から優先的にデジタル化しました。

また資料の劣化については、郷土資料や貴重書で劣化が進んでいるような資料を優先的にデジタル化することにしています。

それから教育現場や研究において、利用価値の高い資料をデジタル化しようということで、先ほどの『鳥取県郷土調査』のようなものを登録しました。

また全国に発信できるような資料ということで、例えば伊藤博文の書状なども所蔵しているのですが、こういうものも優先順位をあげてデジタル化することにしました。

次に鳥取県立公文書館の資料です。こちらは公文書館ですので、当然歴史的な公文書や県広報をデジタル化していますが、その他に写真や絵葉書、絵図・地図などのデジタルデータも登録されています。さらに公文書館が所蔵している行政資料や統計資料の目録情報も登録されています。また公文書館の中に県史編纂室がありましたので、県史の編纂で収集した資料も公開されています。この公文書館の資料の中で多く閲覧されているのが、公文書と写真です。

ちなみにこの写真は師範学校ですが、この師範学校があった場所に公文書館や図書館が建設されています。

次に鳥取県立博物館の資料です。博物館の資料は大きく自然分野・人文分野・美術分野に分かれています。

自然分野には、動物、植物、地学関係の資料があります。

人文分野には歴史的な資料ですとか民俗資料、写真などがあります。

美術分野には、美術資料と美術に関連する図書のデータがあります。美術資料に関しては、令和７年の春に美術館が開館する予定になっていますので、美術館が出来た時にはこの美術部門のデータはそのまま美術館資料として、引き続きこの「とりデジ」で公開していく予定になっています。

博物館の資料の中で特に利用が多いのが、『家老日記』です。江戸時代の家老の日記をテキスト化したもので、研究者の方によく利用されています。

また人文分野に地上定点写真というものがあり、特定の場所を決めて５年おき毎とかに定期的に同じ場所を写真で撮影するというようなことを県内各地で行っているんですが、この写真がかなり人気があってよく見られているようです。

地上定点写真 鳥取砂丘（観光地）
昭和43（1968）年撮影

次に鳥取県埋蔵文化財センターですが、県内各地の遺跡から出土した遺物資料を公開しています。

それでは「とりデジ」の画面をもう一度見ていただきます。まだ公開して間がないということで皆さんにあまり知られていないと思いますので、県立図書館のホームページのトップページに「とりデジ」のリンクバナーを作りまして、そこからもリンクでとぶようにしています。

「とりデジ」のトップページで、例えば「鳥取城」と入れて検索をしますと、一覧がでてきます。ただ先ほども申し上げましたようにまだ画像が貼り付いてないデータもたくさん出てきます。画像があるものについてはサムネイルが出てくるようになっています。

こういうデジタルのシステムを検索されるという方は、当然画像が付いているものを優先的に検索されたい方が多いかと思いますので、その辺りをもう少し詳しく検索できる画面もあります。

こちらは分野毎に様々な条件を指定できる画面ですが、その中に「画像あり」をチェックできるところがあります。こちらにチェックをして同じように「鳥取城」で検索をしてみますと、画像のあるものだけを検索するというようなことができます。

今回のこの「とりデジ」のシステムですが、４館共同のシステムというところに大きな意義があるというふうに考えています。

今「鳥取城」で検索をしましたが、探したい資料がある場合、これまでは４館それぞれに問い合わせをして、それぞれの施設を訪れる必要がありましたが、「とりデジ」の横断検索を活用すれば４館が持つ所蔵資料のデータをまとめて探すことができるので便利です。

例えば「鳥取城」で検索した場合に、公文書館が所蔵する昭和時代の写真ですとか、図書館が所蔵する明治時代の絵画ですとか、博物館が所蔵する江戸時代の絵図というように所蔵する館も制作年代も資料の種別も異なる資料を一度に検索することができます。

一つのキーワードで様々な資料を探すことができるというのが便利なところではないかと思っています。

また「とりデジ」のトップページには、 Webギャラリーというのがあります。これは一つのテーマに対して４館の資料をあらかじめ登録するものでインターネットのバーチャル展示と言えます。

例えば「鳥取砂丘」というテーマがありますが、こちらをクリックしますと、鳥取砂丘に関する４館が所蔵する資料をまとめて紹介する画面が出てきます。このようにテーマ展示として紹介するということができる機能なんですが、別の使い方としては、普段あまり検索されなかったり、見られなかったりするような資料をここで紹介することで、あえて見てもらう機会を設けるというような使い方もできるのではないかと考えています。

また今回「とりデジ」はジャパンサーチや国立公文書館とも連携しています。こちらが実際のジャパンサーチの画面になります。

「鳥取城」で検索をしますと、「とりデジ」の画像が出てきますが、「とりデジ」以外でも立命館大学の資料ですとか、国立公文書館の資料とか、その他いろいろな全国の機関の資料も一緒に検索できるので非常に便利だと思いますし、逆に何かのきっかけで「とりデジ」にデータがあるということがわかれば、ジャパンサーチをきっかけとして、「とりデジ」の存在を知っていただけるのではないかと思っています。

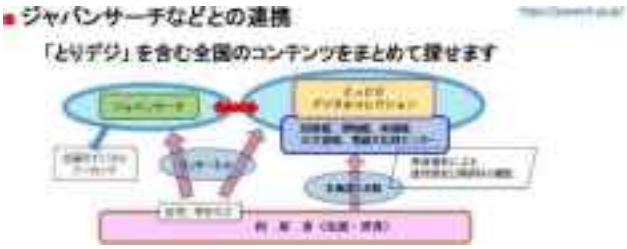

また国立公文書館とも連携をしています。こちらは主に県の公文書館が連携していることになるんですが、国立公文書館の中に「他機関との横断検索」という画面があります。この中に「とっとりデジタルコレクション」も連携されていますので、全国の公文書館のデータと一緒に検索することができるようになっています。

「とっとりデジタルコレクション」は、今年の３月にシステムが公開できたのですが、それがゴールではなくてむしろスタートということで、今後どう利活用してもらえるかというのが今一番の課題だというふうに考えています。

３月から９月末までのアクセス数を調べてみたところ、約１２万５千件のアクセスがありました。まだ始めたばかりであまり認知されていないのでもっと少ないのかなと思っていたんですが、想定していたよりは多いという印象です。

利活用について、計画段階では調査研究や作品鑑賞、自由研究などに使ってもらえたらと考えていたんですが、実際に使っていただくためには具体的な利用法を提示する必要もあるのではないかと考えています。

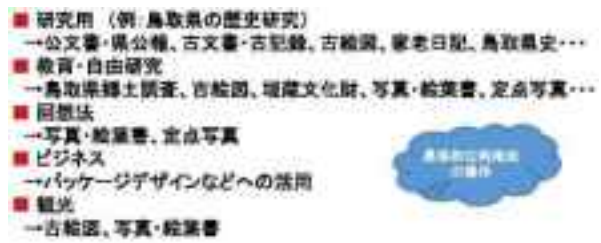

ここにあげているような利用は想定されると思うんですが、例えば教育目的として、埋蔵文化財の写真もありますので、歴史の授業においてよく教科書に全国の有名な縄文土器の写真が出ていますが、それと同じ時期の鳥取の縄文土器の写真として、こんなものがありますよということを、この「とりデジ」の画像を使って紹介することもできるのではないかと思っています。

また、昔の写真とかを使って高齢者の認知症ケアにする回想法というのがあります。「とりデジ」の中には結構古い写真や絵葉書がありますし、先ほど説明した地上定点写真のように同じ場所を何年間かにわたって撮っているような写真もあります。こういうものは高齢者の方が見て懐かしいと感じられるものですので、認知症ケアの素材として使えるのではないかというふうに思ったりしています。

さらにはビジネスですとか観光とかでも活用していただけたらと思っています。

図書館のレファレンスでの活用事例としては、昭和初期の村落の名前を調べたいというレファレンスがあり、その時に先ほど紹介した「鳥取県郷土調査」を使って回答を出すことができたということがあります。あるいは小学生が地域学習で、校区にあった陸軍の演習場の跡のことを調べるというものがあったんですが、先ほどの地上定点写真とはまた別に航空定点写真というのも博物館の資料にあり、それを使って演習場の跡が大学の敷地になったり、工場になったり住宅地になったり、変遷している様子を見ることができたというような活用事例があります。

最後に課題と今後の目標ですが、「とりデジ」をたくさんの人に利用してもらうために様々な方法を考えなければならないと思っているんですが、例えば今やっていることですと、子ども向けのマニュアルを作ったりですとか操作方法の説明などを活用講座のような形で開催したりしています。

「とりデジ」のトップページにお知らせがあるんですが、このお知らせ一覧を見ていただきますと、ここから、子ども向けマニュアルの全文を見ていただくことができます。

活用講座については、今年はコロナの蔓延ということもあり、実際に県民の方に集まっていただくことができなかったので、公文書館の専門員の方に実際の使い方などをお話しいただいて、それを YouTube で配信しています。こちらも興味のある方は見ていただけたらと思います。

今後どんどん使っていただくために二次利用の条件なども再度検討しなくてはいけないかなというふうに考えています。

さらに今のシステムが必ずしも使いやすいとは言えないなというところもあり、特にいろんな機関が共同で開発し共同で使うということで、かえってちょっと使いにくくなっている部分もありますので、そこも今から次のシステム更新に向けて改善を考えていかないといけないと思っています。データにつきましてもなかなか準備不足からデータが不十分なまま登録されているものも多いので、メタデータの整備はもちろんですが、古い和古書についても翻刻文や解題などを今後つけていかないといけないというふうに思っています。

そして今後さらに充実させるため、デジタルコンテンツ自体の登録もどんどん進めていくとともに、将来的には市町村や大学、学校、県民からもデータを収集して提供していくということができていければなというふうに考えています。

まだまだ不十分なシステムですが、興味のある方はこの「とりデジ」を是非御覧になっていただければと思います。御清聴ありがとうございました。

■とっとりデジタルコレクション
https://digital-collection.pref.tottori.lg.jp/
■ジャパンサーチ
https://jpsearch.go.jp/
■国立公文書館
http://www.archives.go.jp/

■　事例発表②
瀬戸内市民図書館のデジタルアーカイブについて

瀬戸内市民図書館
館長　村上　岳　氏

瀬戸内市民図書館の館長をしております村上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは瀬戸内市で進めておりますデジタルアーカイブの取り組みについて事例発表をさせていただきます。

瀬戸内市では瀬戸内市民図書館の開館に合わせて二つのサイトを整備しました。

一つは写真の投稿とアーカイブのサイトである「せとうちデジタルフォトマップ」というもの、もう一つは文化財の管理と紹介をする「せとうち・ふるさとアーカイブ」です。

今日はそれぞれどのように整備をしたのか、どのような目的をもって事業に取り組んでいるかということをお話ししてみたいと思います。

初めに瀬戸内市の紹介をさせてください。

瀬戸内市は岡山県の東南部にあり、人口約３万７千人の市です。右下の赤くなっているところが瀬戸内市です。西は岡山市に接しており、市内中央部に低い平野、それから東部の方に丘陵があり、東南部は瀬戸内海に面しています。産業としては伝統的には農業や漁業が盛んな地域です。

瀬戸内市は 2004 年 11 月 1 日に三つの町が合併して成立しました。牛窓町・邑久町・長船町というそれぞれ特徴を持った地域が合併して瀬戸内市になっています。

瀬戸内市民図書館は 2016 年にオープンいたしました。

2009 年に現在の武久顕也市長が就任し、新しい図書館建設の動きが具体的になりました。

2010 年市役所内にプロジェクトチームができ、同じ頃市民グループから「市の公共図書館についての陳情」が提出されました。それを受けて新図書館の館長候補を全国公募し、４月嶋田学さんが館長候補として企画調整課に着任されました。

2011 年 5 月には新図書館整備基本構想を公表しましたが、このときメインコンセプトを「持ち寄り・見つけ・分け合う広場」としました。

2011 年 11 月には市民との対話を重ねるワークショップ「としょかん未来ミーティング」の第 1 回目が開催され、以後開館まで 12 回実施されています。

その後基本計画、実施計画を公表し、2013 年に設計委託契約を締結、2014 年 3 月に新図書館実施設計を完了し、2016 年 6 月に瀬戸内市民図書館がオープンしました。外観はご覧の通りです。

手前に芝生の広場が広がっており、もみわ広場の愛称で親しまれています。

こちらは館内の様子です。

明るく穏やかな空間で居心地が良い図書館というお声を多くいただいております。

瀬戸内市民図書館では館内に郷土資料の実物を展示しています。郷土資料館で扱うような文化財の実物も図書館の中で積極的に活用するというのが瀬戸内市民図書館の特徴の一つになっています。

デジタルアーカイブも、そのような実物も含めて文化財などを扱うという方針の中で取り組みを進めました。

実際の展示の様子です。これはハンセン病問題を取り扱ったテーマの企画展です。館内にいくつか展示コーナーを設け、実物も含めて展示をしています。

では１番目のみんなでつくる「せとうちデジタルフォトマップ」についてお話をいたします。

「せとうちデジタルフォトマップ」は写真をストックし活用するためのサイトです。

デジタルフォトマップのトップ画面には投稿された写真が表示されています。トップ画面を少し下げていくと、サイトの中に収蔵されている写真が検索できるようになっています。

キーワード・投稿者の名前・撮影年代・地域などで検索ができるようになっています。

さらに下げていくと写真のデータがダウンロードできるということ、さらに写真が投稿できるということが示されています。

このサイトに投稿された写真がストックされ、またその写真がダウンロードできて二次利用もできるという仕組みにしています。

こちらは一枚ずつの写真を表示している画面です。

写真と写真のタイトルや撮影日・撮影場所など、写真に関する基本的な情報が示されています。

この画面を下げていくと写真に関する説明記事が入力できたり、撮影場所を地図上で示すことができたりします。また写真を見た人が評価したり、写真についてコメントを寄せたりできるようになっています。

このサイトは文部科学省の委託事業として、平成 25 年度から 26 年度に取り組み、システムを構築しました。委託事業の名前は「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」というもので、いくつかテーマが設定されていたのですが、そのうちテーマ５「その他の地域の教育的資源を活用した地域課題解決支援」というものでした。文部科学省がモデルになるような取組を委託するもので、瀬戸内市は文部科学省から受託をしてこの事業に取り組みました。経費は全額、文部科学省から支出されます。

単にデジタルアーカイブのシステムを整備するというだけではなく、整備の過程や活用などによって社会教育の活性化につなげるための事業として取り組んだということです。

事業の目的、目指した成果としては、一つは「せとうちデジタルフォトマップ」の作成ということを通じて市民が地域の魅力を再発見するということ―写真という日常的に親しんでいる手軽な素材を使い、インターネットを利用して成果を広く発信することで市民が地域の魅力を共有し、地域の記憶を次世代に継承していく―フォトマップはその拠点として機能させるということです。

またフォトマップのシステムに郷土資料をストックし、インターネットを通じて手軽に活用できるように整備し、郷土学習に活かすだけではなく、郷土学習の教材作りにも活かし、あわせて地域の魅力を広く発信することで、定住化や着地型観光の資源としても活用しようとするものです。市民の郷土への理解や関心、愛着が深まることで地域づくり、運営に対する参加意欲が高まり、より積極的な参加へつながっていくような事業にしたいと考えました。

事業の概要ですが、市が保有する写真をもとに地域住民が写真にコメント、説明文や撮影地点を加えるワークショップをして、教育委員会と共同で「せとうちデジタルフォトマップ」を作成しました。その成果は図書館のホームページから公開していきました。

これは地域の記憶を伝えるアーカイブとして、郷土学習の素材として、地域の観光資源として様々に活用していこうとするものです。

またフォトマップは、市民や旅行者が市内で撮った写真を新たに投稿できるシステムとして整備しました。これはフォトマップ作成などの活動を通じて、地域の魅力再発見・発信、記憶の継承、郷土学習の素材づくり、郷土学習への活用など主体的な市民活動につながるよう環境整備を行ったということであります。

フォトマップというシステムそのものを作るということと、フォトマップを皆で作り共有し活用するという営み全体を作り出すということがこの事業の目的であったと考えております。

フォトマップの中身を作っていく素材となる写真を撮るなどのために行ったのがワークショップあるいはフィールドワークで、まちの魅力を再発見するとはどんなことかなどを学ぶために行ったのが講演会ということになるかと思います。

平成 25 年度は牛窓地域をフィールドに実施し、図書館関係者ならよく御存じの花井裕一郎さんや岡本真さんにも講師をお願いしました。平成 26 年度は長船地域をフィールドにし、著名な歴史学者の小和田哲男先生、今回の研究集会で基調講演をされている福島幸宏先生にもお願いをしています。

この事業の実施体制とねらいは次のようなものでした。

当時の社会教育課、中でも新図書館開設準備室

が中心となり、公民館を活動の舞台としました。

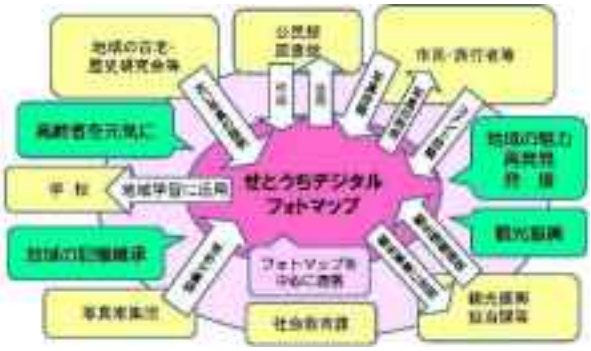

秘書広報課や産業振興課といった市役所内の関係部署などと協議しながら、素材を持ち寄り、アイデアを出し合いました。

ワークショップの実施にあたっては公民館の登録団体である歴史研究会と共に参加者を募ったり、フィールドワークの実施にあたっては社会教育課が講師の依頼などを担い、産業振興課が地域おこしグループと共に実施地域を調整したりしました。

記録写真家集団 「瀬戸内市フォトプロジェクト」とは共同でフォトマップの素材作りと内容の充実を現在も継続的に進めています。

これらの諸機関と諸団体がフォトマップを中心に連携し、地域の魅力を再発見・発信するとか観光振興に役立てるとか、地域の記憶を継承するとか、そういうものを生み出していくというのが、この事業の狙いでありました。こうして「せとうちデジタルフォトマップ」ができました。

瀬戸内市の今昔写真を収集し、写真に写った建物等の所在場所を地図上に示し、一部は写真に対する説明を付し、ホームページ上で公開いたしました。スマートフォンでも使いやすいようにシステムを構築しました。

拠点となるシステムが構築され、システムに登載する素材づくりを通じて、地域の魅力を再発見する活動が始まり、成果を共有し、生かす活動が始まったということになります。

この事業を通じて得られた成果と期待です。

目的の一つとして地域の特性や地域づくりのノウハウなどを共有するために高齢者の記憶を次世代に継承したいということがあるわけですが、登載した写真の説明文はタイトルや撮影年代だけでなく、被写体にまつわる記憶も収録しました。貴重な体験が写真とともに記録され、後世に継承される形で残されていくことになります。これまで記録に残されていなかったような様々な小さなエピソードが記録に残されつつあります。さらに古い写真について語り合うことで高齢者が楽しめますし、元気になります。介護予防である回想法にもつながる取り組みとなることがわかりました。高齢者が元気になることは地域活性化にもつながっていくと考えています。

ワークショップ「牛窓町地域の古い写真を見ながら語りあう会」では、画面に古い写真を示して皆さんに写真を見ていただきながら、その写真についてエピソードを語り合っていただいています。その成果の一例です。

牛窓中学校（昭和34年頃）

牛窓中学校のグラウンドを新たに整備した時の写真です。この写真を見ながら当時の整備事業の背景、トロッコ線路さらに踏切というものが設置された当時の記憶が鮮やかに蘇ってきました。これは失業対策事業として行われた事業だったそうです。トロッコ線路が延びているのが分かるかと思います。この時、唯一牛窓で踏切ができたというお話が出てきました。

ワークショップ「長船町地域の古い写真を見ながら語りあう会」の成果の一例です。

長船駅前の表通り（昭和40年代）

長船駅前の県道の写真を見ながら、昭和40年代の町の様子が見事に再現されました。車が停まっているところが長船タクシーというところ、その向かいには現在は竹原薬局という薬局がありますが、この当時はまだなかった、というようなことが、この写真を見ながら語り合われました。

得られた成果と期待として、次に市の魅力を再発見・発信するための仕掛けと発信の拠点を整備し多くの素材を提供することができるようになったということがあります。

また岡本真さんのアドバイスなどを受けて、登載された写真の二次利用について出典を示せば利用できるということにしております。このサイトについては『未来の図書館、はじめませんか？』（岡本真、森旭彦/著 青弓社 2014）で御紹介いただいています。

写真が素材ということで、フォトマップを通じて、同じような考えを持っていた市民の写真家集団「瀬戸内市フォトプロジェクト」の皆さんと今後も一緒にフォトマップの充実を図ろうというような動きになったことは大きな成果だと考えています。さらに関係機関や市民グループなどと広く連携し共に事業も盛り上げていきたいと考えています。

２番目の「地域創生」のための「せとうち・ふるさとアーカイブ」のお話に移りたいと思います。

「せとうち・ふるさとアーカイブ」は瀬戸内市の様々な文化財・資料のデータを管理しながら、紹介するサイトとして整備しました。

これがトップ画面です。

トップ画面の下部には、「イベント・お知らせ」欄、「360°バーチャル体験」のページ、それから動画情報のページがあります。「360°バーチャル体験」では建造物・古墳・寺院の境内を一箇所ずつ取り上げて、現地で360°見回したような画像が見えるようになっています。さらに甲冑２領と装飾須恵器１点、これは資料の方を360°回転させて、ぐるっと後ろも横も見えるようになっています。

トップ画面をもう少し下げていくと、資料の検索画面が出てきます。検索して出てきた資料の紹介のページです。

写真と基本的な情報が掲載されています。

「リンク集」にはちょっと工夫をして、瀬戸内市議会の検索画面に飛べるものを用意したり、国立国会図書館が収集している全国各地のホームページから瀬戸内市の公式サイトについて過去のものがみられる、そういうページに飛べるようなもの、東京国立博物館のデジタルミュージアム、国立国会図書館のデジタルコレクションで瀬戸内関連のキーワードを入れて検索すると関連の資料が出てくるというような説明文を表示して案内しています。

「せとうち・ふるさとアーカイブ」は公益財団法人岡山県市町村振興協会の平成27年度助成事業を活用させていただいて整備したものです。

事業の目的は、「まちづくりの未来展望は過去現在のあり方を、住民参加を得て記録・活用することから始まる」と捉え、市がこれまで保存してきた地域郷土資料をデジタル化し、インターネットで住民をはじめ広く世界に向けて発信するため、「地域創生」のためのアーカイブシステムを構築するというものです。

また冒頭で触れたように、図書館における図書と郷土博物資料の融合展示による地域郷土学習機能をより効果的に展開するための重要な施策として企画、実施するというふうにしています。

事業の概要としては、郷土資料の管理と活用の

拠点としてシステムを構築するということ―これは郷土資料及び郷土資料のデータを管理し、ホームページ等で公開するデジタルアーカイブシステムを構築するということと資料のデジタル化を進めるということ、また実物の公開が難しい文化財や史跡等の一部をバーチャル画面で見せるというものです。

この時も講演会やワークショップを実施しました。懐かしい民具を活用して高齢者を元気にする回想法という取り組みを学ぶ講演会、デジタル工作機器を使って自分でデザインした刀の鐔をプレートにするワークショップ、図書館に展示している喜之助人形について学ぶ講座などを開催しています。

文化財や郷土資料の新しい活用方法について考えながら地域づくりに結びつけていく機会としました。

図書管理システムとデジタルアーカイブの連動も一部で始めました。この画面は図書館のホームページの蔵書検索で図書館が所蔵している『広報せとうち』の書誌情報を出したものですが、画面一番下のところにリンク情報というのが示してあります。

ここから「せとうち・ふるさとアーカイブ」の方に登載した『広報せとうち』の PDF データに飛ぶことができます。このように図書管理システムの書誌データとデジタルアーカイブサイトの PDF データをリンクさせることで、図書館の蔵書を PDF で見られることになります。こうした例を行政刊行物などから増やしていこうというふうに考えています。

おわりに課題と展望です。

システムを構築するところまではバタバタと行ったのですが、その後の手入れが十分にできていないということがあります。

まずは何よりコンテンツ・内容の充実が必要です。写真の点数、コメントの追加、データの充実などなどが必要です。

古い写真と現状比較できるようになればというような声もいただいています。写真の投稿を増やす仕掛けも必要です。

活用の促進については関係機関と連携し、地域学習や観光振興につなげることが必要です。

利用規程をもっとわかりやすく表示する必要もあります。いわゆるクリエイティブ・コモンズなど分かりやすく使いやすい表示をしなければならないと考えています。ただこれにはデータのオープン化について市役所内の合意や調整も必要になると思います。

もっと簡単に投稿ができるようにするなど、システム的な改善も必要な部分があります。

まだまだ周知が不十分ですのでイベントなどで活用機会を作る必要もあるかと思っています。もっともっと利用され成長していくシステムにしていきたいと考えています。

「せとうちデジタルフォトマップ」、「せとうち・ふるさとアーカイブ」のサイトは、瀬戸内市の図書館ホームページトップ画面の下の方にあります。よかったら御覧ください。

私の話は以上です。最後まで御清聴ありがとうございました。

■せとうちデジタルフォトマップ
https://www.setouchi-photomap.jp/
■せとうち・ふるさとアーカイブ
https://www.k-digitalarchive.net/seto-city-lib/html/index.cfm

■　事例発表③

田川市立図書館のデジタルアーカイブについて－「筑豊・田川デジタルアーカイブ」の活用と持続可能な学び活動－

田川郷土研究会

会長　中野　直毅　氏

こんにちは。私は図書館・博物館と共同で活動している田川郷土研究会代表の中野でございます。

こちらに一枚の絵葉書があります。

田川市立図書館も裁判所も街並みもない明治33年創業の三井田川鉱業所初期の絵葉書です。

良い資料には必ず物語が見えてきます。この資料を活用した学習会に80代のおばあちゃんが参加してくれました。裁判所の下には近世の道が通っていたんですが、現在はありません。そこに1本の石柱が立っていました。そのおばあちゃんはこう言われました。

「あっ私のおじいちゃんの名前」

つまり、良い資料というのは地域の中でまだ十分に良い物語に繋がっていくんだ、ということを示す一つの場面だったと思います。

田川市は石炭産業によって豊前と筑前の両方で形成された筑豊地方の中央に位置します。

私はその中で長く教育や歴史の活動に携わってきました。市民の中にある学びの意欲―私は非常にそれに関心を持っているのですけども―どんなふうに意欲はつながっているんでしょうか。故郷のこと、歴史のこと、文化、そして自分史。それが学び合い、共体験、繋がり、そして意欲へとつながっていく。そのように持続的に発展可能なものだというふうに私は考えております。

最初に田川市立図書館のホームページを見ていただきます。これは電子図書館です。アクセス数が当時なかなか伸びていませんでした。

デジタルデータがただ置いてある状態。学びの手がかりはどこにあるんでしょう。それが当時の図書館長と私たちの最初のお話です。デジタルアーカイブを是非作っていきたいなということでスタートしたわけです。

その時、ある資料が市立図書館に持ち込まれました。大正時代の伊田町図書館―現在の風治八幡宮の社務所になるんですが―ここに残されていた資料が図書館に持ち込まれたんです。持ち込まれたのは『鉱山借区図』で、工部省 明治18年発行とあります。明治6年から16年の間の石炭に関する情報が様々に織り込まれています。この中にこんなふうに書かれています。

「伊能忠敬の実測図と里程図を基に作ります」

作られた方は技術者の嶋田純一という方です。サイズは120cmと200cm ですから、かなり大判の地図です。

この地図を実際に見てみますと、ひらがなで「せ」と書いているのは石炭です。カタカナで「ド」と書いているのは銅山のことです。こういった資料をまずはデジタル化しようというところからスタートしました。

資料のデジタル化と、先ほどお話ししました物語性(ナラティブ)、これを読み解くためには様々なステップが必要です。田川市立図書館や田川市石炭・歴史博物館、田川郷土研究会各々の特色と持ち味が生かされた連携が必要となってきます。「筑豊・田川デジタルアーカイブ」の平成 29 年度に完成したものを見ていただきたいと思います。

学びの入口を 4 つほど用意しました。

1 番目が「地図の操作で学ぶ」、2 番目が「物語を読み解く学び」、3 番目が「年表で調査研究の手がかりを学ぶ」、ここには人名などの検索もできるようなバナーも用意しております。それから4番目、調査研究のための学びの素材ということで、地質図や地形図、小倉戦争の絵図、明治 43 年の筑豊鉱業組合の要覧、香春藩の幕末の古文書、このような素材もデジタルアーカイブの中に載せています。

さて 1 番目です。「地図の操作体験で体感する筑豊地方」ということで、「筑豊の広さはどれくらい？」をクリックしてみますと、明治 18 年の「鉱山借区図」の地図で操作ができます。現代の国土地理院の地図でも操作ができますし、もちろんこの 2 つの地図をレイヤーで重ねる操作もできます。このような操作を通して、明治 18 年の頃の筑豊というのはどれくらいの広さで石炭産業と共にスタートしたのか、そして現在の生活圏としての筑豊がどのようになっているのかということを、操作しながら体感で学ぶことができるわけです。

次に 2 番目 「物語を読み解く学び」です。このために、6 つの物語性に富むコンテンツの入口を用意しました。「筑豊の広さはどれくらい？」、「鉄道が走ったのはいつから？」、「石炭は船でどこまで運んでたの？」、「後藤寺ってお寺はどこにある？」、「新町っていつから新しい？」、伊能忠敬の歩いた道はどこ？」この 6 つです。

コンテンツ作成のため、実行委員会を立ち上げました。田川郷土研究会、田川市立図書館の 2 名には準デジタル・アーキビストの資格を取っていただきました。それから田川市の石炭歴史博物館の学芸員さんたち、このような実行委員会でこのコンテンツを精査していったわけです。

そこでコンテンツに埋め込むリンクを様々に用意しました。キーワードとなる言葉、そして地図、資料、このようなものをあらかじめ用意をして、構成図を作成していきました。

このようなリンクをクリックすることによってコンテンツにたどり着くわけです。

先ほどの「鉱山借区図」の嶋田純一の関連コンテンツをちょっと見てみましょう。

青い文字をクリックしますと、次のコンテンツに飛びます。これはアメリカからやってきた「測量の父」といわれるライマンの弟子たちの写真です。この中には山際永吾や稲垣徹之進といった明治時代工部省で活躍した測量の技師達、そして鉱山産業の発展に寄与した技師達の写真が写っています。

それからもう一つ例を紹介します。

伊能忠敬の測量経路についての復元です。

当然不明な地点もありますので、検証中のものも含めて掲載し、地域の方から様々な情報を集めていきました。

次は『筑豊石炭礦業史年表』について説明をしたいと思います。

左の方に年代別のバナーがあり、ここをクリックしますと時代の特徴を理解するための説明文章、コンテンツを用意しています。そして入口として水運、災害、塩田、法律、産業、外交、このような６つの領域から入っていけるように設定をしております。それから先ほど説明しました人名の検索ということで、炭鉱主や渋沢栄一のような政財界の人、技術者、棟梁、こういった人名からも検索可能です。様々な角度から年表検索を出来る、そういうメニューを開発しました。

こちらが検索結果です。

全データをテキストデータ化しておりますので、素早く検索結果が反映できます。「筑豊・田川デジタルアーカイブ」のコンテンツの中身も検索できますので年表検索と共にコンテンツでも内容を理解することができます。

実はこの『筑豊石炭礦業史年表』というのは731ページある大きな分厚い年表で、昭和48年に田川郷土研究会と田川市立図書館とで作成した本でございます。当時西日本文化賞を受賞いたしました。

しかしこれには一つの欠点がございました。索

引がないわけです。何を根拠にしたのかというような出典の情報は資料に載っているんですが、索引が整備されていないということで、今回のこの「筑豊・田川デジタルアーカイブ」によりまして非常にスピーディーな検索が可能となりました。

これらの資料を活用した学びの循環の例をお話ししたいと思います。

最初に持ち込まれましたのが「鉱山借区図」ということで、「伊能大図」を参考に作られた地図ですので、伊能忠敬の測量経路についてぜひ復元しようということになりました。実は田川には２回測量隊が来られています。

まず郷土研究会等で伊能忠敬の測量経路について学習し調査、分析をします。そして市民講座ということで皆さん方に来ていただきまして様々な情報を地域から集めます。それをもとにウォーキングということで―ここには小学生や中学生、高校生も写っていますが―こういったドローンも活用しながら、みんなで道を歩く。このような成果を利用して、学校で伊能忠敬の総合的な学習を展開していただきました。

現在田川市には一つの課題がございます。明治時代の方はもちろん大正・昭和初期の方も次々にお亡くなりになる中、失われつつあるのが大正・昭和初期の地域の情報です。写真・地図・伝聞そういったものがなくなっていく。そこで平成 31 年度には町の風景復元という取り組みをスタートしました。これが最初に行われた写真・地図・伝聞の収集活動ということになります。令和元年度からは田川市の方から支援していただきまして、補助事業ということで田川市協働提案制度がスタートし、名実ともに郷土研究会・図書館・博物館の３者で協働事業をスタートすることができました。これにより写真・地図・伝聞など資料収集事業が組織的に進み出したわけです。

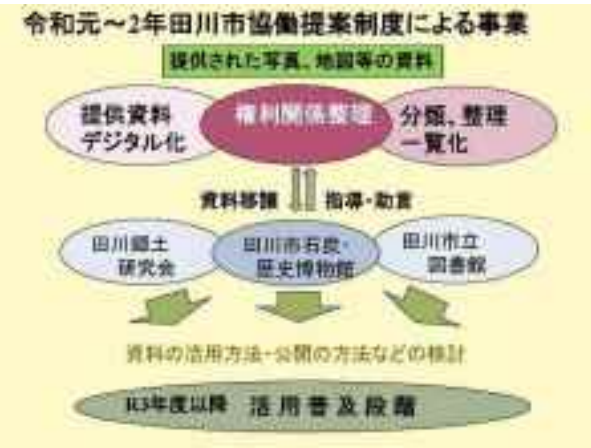

実際に私たちが行ってきた「町の風景復元」の学習会の様子です。

これは任意登録制にしております。こうすることで、どんな情報を今回は集めるのか、情報収集の絞り込み、それから情報収集ネットワークの拡大が可能になります。このように大きな白地図の上に、場所の確認・地名の確認・年代の確認を行っていくわけです。

持ち込まれた写真・地図などの資料を分析するのは非常に困難を伴います。撮影者・撮影時期・撮影場所、このようなことがきちんと分析されていませんとキャプションの基礎情報が整理できません。そこでビフォーアフターということで、昔と今の写真を撮りながら分析をして、一つの資料についての意味づけ・価値づけ・方向づけを行っています。

その一例が、「コダマ写真館（重藤コレクション）」というものです。三井田川鉱業所専属カメラ

マンの着眼点ということで５６０枚の優れた写真が田川市立図書館に持ち込まれました。

ここには香春岳が載っています。福岡県の方は御存じだと思いますが、香春岳は現在セメント産業でだんだんと削られていっています。その経年変化、撮影年代が、削られている様子と共にきちんと分かるわけです。そして大判であること―ブローニーという大判ですので―デジタル化しても精細画像に非常に耐えうる最適な画質を保持しておりまして、写真屋さんですから保存状態も非常に良好でした。さらに定点観察もしっかりした記録物だということ、また三井田川鉱業所の専属カメラマンですから関連施設が新旧で追跡できるという利点もございます。

もう一例が、「中村実コレクション」です。三井田川鉱業所で６年間、組合の委員長として活躍された方の個人の写真帳でございます。

写真総数 414 枚で、キャプション付きで新旧を対比しております。

退職をされてもなお、三井田川鉱業所の行く末ということで、年代を明らかにしながらキャプションを付けて追跡をしていくという同アングルキャプション付き、観察者としての観点がしっかりした写真帳が個人で所蔵されていました。こういった写真帳をコレクションに加えることで、今後大いに利用ができるのではないかというふうに考えております。

ここで少しこれまでの整理をしてみたいと思います。

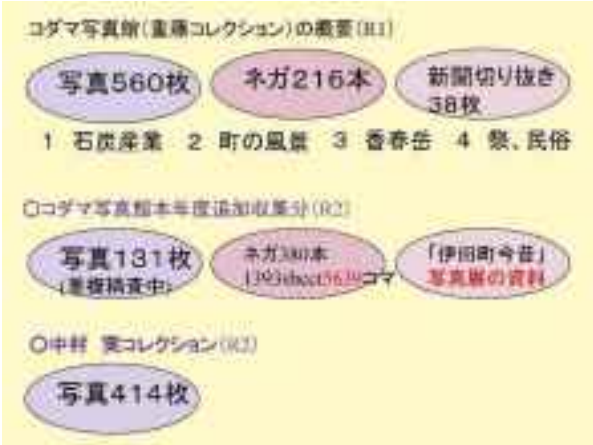

２年半をかけてこの２つのコレクションの他にもたくさんの写真が寄せられたのですが、この２つの写真コレクションが大きなものです。郷土研究会・図書館・博物館、この三者でコレクションブックを整理しながらデジタル化を行いました。そして利用規定も整備しました。それから基礎情報も整備しました。非常に時間と手間がかかりましたが、優れたコレクションになっていくのではないかというふうに考えております。現在活用についての協議もほぼ終了しましたので、本年度末あたりから公開できる段階に入ってきております。

博物館に収蔵予定のネガが 596 本、およそ９千コマあるのですが、これには副次的な効果がございました。

田川地区には８つの市町村があり、それぞれの博物館・図書館に石炭関係の優れた写真が収蔵されているのですが、誰が撮影したのか、いつ撮影されたのかわからないままで、企画展等で利用できずにいました。しかし今回コダマ写真館のネガを整理することで、実はこのネガから映像化した写真であるという事がかなり判明してきており

ます。今までただ収蔵されているだけだった資料が、今後資料館や図書館の企画展などにも活かされていくという副次的な効果が出てきております。

写真資料関係には、複雑な権利関係の整理が必要ですが、図書館・石炭歴史博物館・郷土研究会この三者で見通しを立てながら、この写真ならば公開できる、こういったレベルまで公開可能だ、これだったらデジタルデータだけ公開しよう、といったようなことが整理できましたので、令和３年度から活用可能段階に入るということになります。

現段階での三者の役割分担を概念図にしました。

この形が他の領域でも今活きてきているわけですが、図書館はデジタル化する上での受け入れとデジタル化センター、収蔵や権利関係などの分析につきましては石炭歴史博物館、そして郷土研究会が資料化・コンテンツ化の調整、あるいは現地調査を行いながら場所の特定をしていく、というような関係性が現在できてきております。

「町の風景復元」学習会も回を重ねるごとにだんだんと幅が広くなってきました。

図書館にはたくさんの新聞記事が収蔵されており、この古い時代の新聞記事を利用しまして当時の物価なども復元をしております。そして掲載される写真、学習会で使われる写真にリアリティを持たせる。そういった多様な展開が現在少しずつ進んでいるところです。

1964 年の東京オリンピックでは、田川にも聖火ランナーが通りました。1964 年のあの日を復元しようという学習会では、この日に聖火を持って走った方、あるいはそれに付き従って走った方、応援に行った中学生あるいは沿道で自分の教え子たちを声援した先生たち、そんな方々に集まっていただきながら、当時のことを当時の写真や新聞記事から復元した物価もあわせて復元するというようなことを行いました。これによって写真にさらに精彩な情報が付け加えられていったわけです。

これをもとに現地調査を行います。そうしますと誰に聞けばその日が見えるのかといったところまでより深く見えてくる、そのような地図が復元できるわけです。地図にプロットできる。コンテンツ化をする上での深みと言いますか、多様性が担保できるわけです。この東京オリンピックの取り組みにつきましては三者で三様の取り組みを連携しながら行いました。

博物館では、コロナ禍のため十分な日数がかけられませんでしたが、企画展を行いました。郷土研究会では「町の風景復元」の学習会を行いました。図書館では学習会で作られた「地図」という成果物をいずれはデジタル化して、デジタルアーカイブに載せていくという段階に入っていきま

す。このような関係が現在では少しずつ見えてきてるわけです。

現在進行中のプロジェクトにつきましても少し説明いたします。

「赤煉瓦橋梁調査」、これにつきましては本年度公開をいたしました。

それから田川地区のお遍路文化につきましても本年度公開しました。

現在田川には田川広域観光協会というのがございますが、これが 10 周年を迎えるということで歴史の本を作ろうということになり、その編纂にも取り組んでおります。

さらに本年度新たにスタートしましたのは猪位金地区といいまして、猪膝の宿場町のある所の総合調査です。地域の住民や郷土研究会・博物館・図書館の皆さんに集まっていただきながら、もう一度近世や中世の猪位金地区を再現してみようではないかというプロジェクトが現在進行中でございます。

それがどのような形でデジタルアーカイブに載せられていくかといいますと、まず「赤煉瓦橋梁マップ」です。これは平成 30 年度第 22 回調べる学習コンクールで優良賞をいただきました。

行橋から田川まで３年間かけて調査し、86 ヶ所の赤煉瓦橋梁について地図と写真で紹介したものです。「下駄歯」と言われるいずれ複線にするためにあらかじめ段組をしている煉瓦構造で、これは九州鉄道でも行った同じ技法でございます。

現地には行けなくても、また現地に行っても川の向こう側でなかなか赤煉瓦橋梁が見られない場合でも、ボタンを押せばそこの写真が見られる、そのようなコンテンツを今回掲載しました。

この取り組みを通して、ヘルマン・ルムシュッテルという技術者あるいは九州鉄道と複線で接続する意図、そういったものがだんだん見えてきているわけです。

次にお遍路文化マップです。

伊能忠敬の測量経路の復元のために、測量日記に出てきます十輪院というお寺さんに行っていろいろお話を伺っている時に「測量日記にでてくる宝蓋松というのが写った写真がありますよ」ということで見せていただいたのがこの写真帳でございます。大正 12 年の 100 枚の写真が掲載されております。お遍路のお堂などが写っているわけです。当時の写真屋さんが撮った写真ですのでデジタル化してもこれに耐えうるということでセピア調ではありますが、これをマップ上に展開しましてボタンを押せば写真が見られるということで入口は町村ごとのバナーということにしております。

それからもう一つ、田川広域観光協会が１０周年を迎えるということで本を作ろうという話を先ほどしましたけども、実は田川地区８市町村の協力が既に進展中でございます。

学芸員の方、観光担当者の方、研究者の方、市民の方、こういった方々に内容を書いていただくことで広域化・ネットワーク化を果たしていこうとしているわけです。

さらに将来的には、使われる成果物のコンテンツをデジタルアーカイブに載せていったり、当然地図等も作成されるわけですから、そんなものを載せたり、あるいは本に QR コードを載せて、各町村のホームページに飛ばしたり「筑豊・田川デジタルアーカイブ」に飛ばすといったことができるようにあらかじめ設定をして、準備をしております。

これが田川地区の観光歴史文化読本の構成図です。

町村ごとにどのような文化財が現在あるのかということを、旧石器時代から現代まで全て精査しまして執筆者を当てはめております。そうすることで地域文化情報資源の発見と価値付け、人的資源のネットワーク、そういったものが少しずつ進んでいるのではないかなと思います。

図書館の中にも少しずつ変化が訪れてきました。

「筑豊・田川デジタルアーカイブ」の発信ということで、「調べる学習コンクール」優秀作品を掲示したり、あるいはデジタルアーカイブの中身―この写真では伊能忠敬の地図ですが―を掲載したりということで、人との接点を通して広報活動の柱として図書館が機能するという新たな面も出てきているわけです。

さらに「調べる学習コンクール」につきましては、当初から自らの疑問を解決できる子どもたちを育てる、こういったことをキーワードにしながら指導者である学校の先生向けの学習会や小中学生、あるいは大学生・保護者に対する支援の学習会を行いながら検索の支援、学習の支援を行ってきたわけです。おとともしからは図書館と博物館の協働によるおたすけ講座というのがスタートしまして学芸員の方もその「調べる学習コンクール」のサポートをしていただけるようになりました。

平成 31 年度の「調べる学習コンクール」の取り組み、それまでの取り組み等、「筑豊・田川デジタルアーカイブ」の構築といったことが総合的に評価されまして、総務大臣賞を受賞することができました。

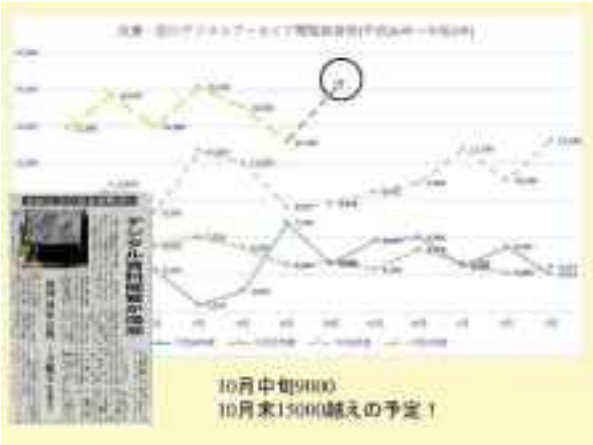

現在の「筑豊・田川デジタルアーカイブ」の閲覧数でございます。平成30年度から本年度までの数ですが、国立国会図書館との接続が昨年度からできるようになったこと、ジャパンサーチなども相まってアクセス数は順調に伸びております。現在１０月中旬で９千件、おそらく１０月中には１万５千を大きく超えていくとみられています。

さて、地震の研究というのは新たに光が当たっている分野であり、宝永の大地震―つまり富士山の噴火で終わる宝永年間の地震―の被害の見直し等が現在日本中の各地で進んでおりますが、この田川の地にあってもいろいろなものが見えてきました。

これは伊能忠敬の測量経路を調査する上でいろいろ出てきたんですが、皆さん方「鯰絵」を御存じでしょうか？鹿島の大明神がナマズをおさえこんでいる絵です。１０月、神無月に出雲に行くために鹿島の大明神が、恵比寿さんに留守を頼むんですが、恵比寿さんがちょっとお酒を飲んで眠りこけていた隙にナマズが暴れて地震になったというのが安政の地震の頃に鯰絵として流行りました。それに繋がるような恵比寿信仰というものは田川にもございます。香春町で宝永５年つまり富士山が噴火したすぐ後に恵比寿の祠が倒れたので建て直したという情報や、田川市の後藤寺で、宝永５年に恵比寿の祠を祀ったというような宝永５年に関する情報が様々出てまいりました。

デジタルアーカイブを構成・構築するのは単に内容知・方法知だけではないと思います。新たな知あるいは価値の再創造、持続可能な学びのコアと機能拡大ができていくのではないかなと思います。

学びのネットワークやコミュニティが拡大していくことにより、市民ニーズの掘り起こしにもつながりますし、地域の文化情報資源の中身がまた見えてくるというつながりがあるのだというふうに思います。

各施設には限りがあります。収蔵施設、機材、人材、限りがありますが、その容量に応じて専門家ではなくても少しずつスキルを向上させながら「筑豊・田川デジタルアーカイブ」をさらに構成していくといったことが地方にあっては非常に重要ではないかなというふうに思います。

以上で田川市立図書館の報告を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

■筑豊・田川デジタルアーカイブ
https://trc-adeac.trc.co.jp/WJ11C0/WJJS02U/4020605100/

令和3年度全国公共図書館研究集会（サービス部門　総合・経営部門）実行委員会名簿

（敬称略）

役　職		氏　名	備　考
委員	委員長	木下　尊雅	館長
	副委員長	松井　恵美子	副館長
		坂本　文彦	総務企画室長
		森部　恵子	資料支援室長
		瀬尾　直美	総合サービス室長
		本田　文子	ふくおか資料室長
事務局	事務局長	松井　恵美子	副館長
	出納員	坂本　文彦	総務企画室長
		中村　みお	
		杉岡　利寛	
		高野　晃平	
		近藤　一崇	
		吹上　恵美	
		加藤　まみ	

2021（令和 3）年度　全国公共図書館研究集会
（サービス部門　総合・経営部門）報告書
令和３年１２月２７日発行

編集・発行　令和 3 年度全国公共図書館研究集会
（サービス部門　総合・経営部門）実行委員会

〒812-8651　福岡市東区箱崎 1-41-12（福岡県立図書館内）
TEL (092)641-1239　FAX (092)641-1127